

—給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント—

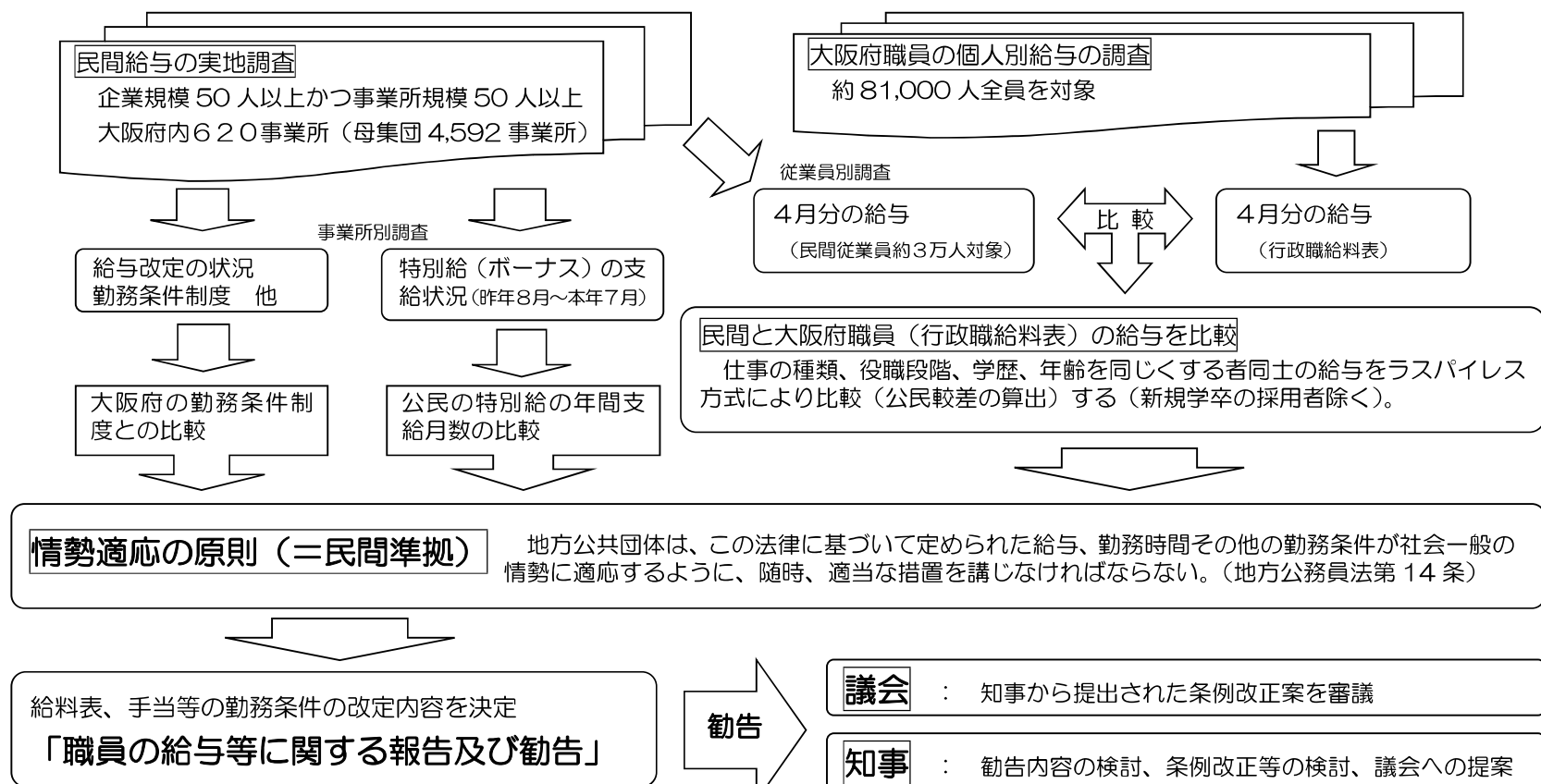
目 次

1 給与勧告制度の基本的考え方及び勧告の手順……………	P 1
2 民間給与との較差等に基づく給与改定 ……………	P 2
3 月例給較差の発生要因 ……………	P 3
4 他団体との比較 ……………	P 4
5 給与勧告の推移 ……………	P 5
6 調査事業所の状況 ……………	P 6
7 大阪府職員モデル給与例 その1 ……………	P 7
8 大阪府職員モデル給与例 その2(民間給与との比較) ……………	P 8
9 民間との給与額の比較方法(ラスパイレス比較)……………	P 9
10 ラスパイレス比較の計算例 ……………	P10
11 適用給料表別職員数・構成比 ……………	P11
12 国と大阪府の昇給カーブ比較 ……………	P12
13 大阪府職員(行政職給料表適用者)の年間給与の推移……………	P13

1 給与勧告制度の基本的考え方及び勧告の手順 ~職員の給与はどのようにして決めるのか~

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものです。（地方公務員法第14条）
職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされています。（地方公務員法第24条第3項）

人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとされています。（地方公務員法第26条）
給与勧告を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職務に精励している職員の士気の向上等に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっています。



2 民間給与との較差等に基づく給与改定

◎職種別民間給与実態調査

企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の府内民間事業所から 743 事業所を抽出。
月例給については、公務の行政職給料表適用職員と類似する職務に従事する民間の事務・技術関係従業員 33,310 人の本年 4 月分給与月額等を調査。特別給（ボーナス）については、民間事業所における昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の支給状況を調査。

◎職員給与と民間給与との比較

月例給については職員と民間従業員の本年 4 月分給与をラスパイレ方式（注 1）で比較。
職員給与が民間給与を 5,995 円（1.55%）下回ることが明らかになった。
特別給（ボーナス）については、民間における特別給の合計額が月例給の 4.21 月分にあたることが明らかになった。
※民間給与データは、給与額の下上 2.5% ずつ、合わせて 5% のデータを比較対象から除外。
（注 1）比較の方法（ラスパイレ方式）については 9 ページを参照。

◆月例給

（較差内）～較差 5,995 円（1.55%）解消のため給料月額等を上げ～

◎給料月額【2,271 円（0.59%）】

行政職給料表について、概ね 2,200 円を基本とした引上げ。ただし、初任給は国や他府県との均衡を考慮して、2,500 円の引上げとした。

◎地域手当【3,434 円（0.89%）】

支給割合（現行 11%）を 1 % 引上げ。

◎単身赴任手当（基礎額）【12 円（0.00%）】

基礎額（現行 26,000 円）を 4,000 円引上げ。

◎はね返り【278 円（0.07%）】

給料等の一定割合で定められている手当額等の増加分（地域手当など）。

（較差外）

◎初任給調整手当 …………… 医師に対する初任給調整手当の限度額について、これまで国の改定に準拠してきた経過を踏まえ引上げ。

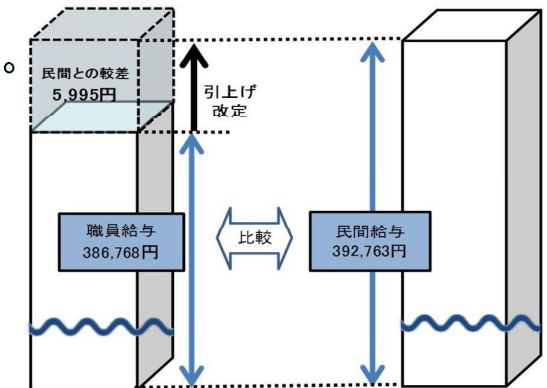
◎単身赴任手当（加算額）…………… 加算額の限度額（現行 58,000 円）を 12,000 円引上げ。

◆特別給（ボーナス） ～ 現行 4.10 月分から 0.1 月分引き上げ年間 4.20 月分とする ～ ※（職員＝年間 4.10 月分、民間＝同 4.21 月分）

支給月数の内訳

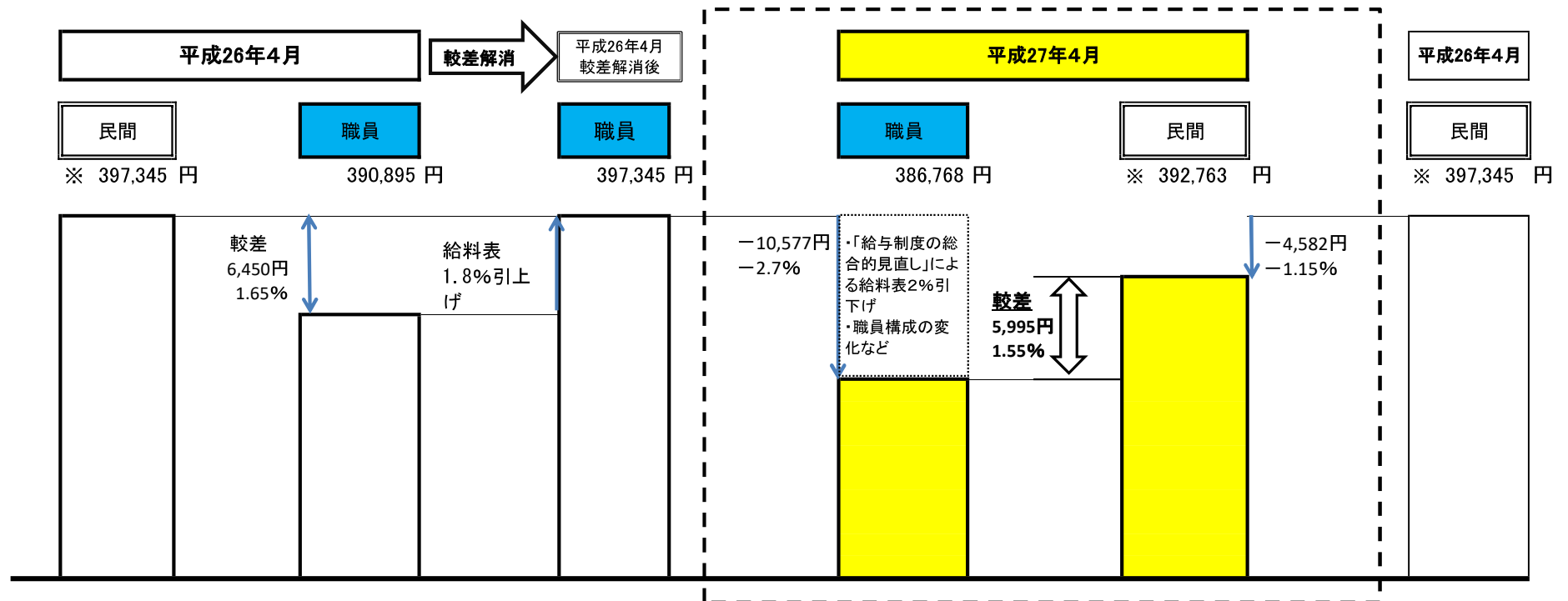
	6 月期			12 月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
現行	1.225	0.750	1.975	1.375	0.750	2.125	2.600	1.500	4.100
勧告後	1.225	0.800	2.025	1.375	0.800	2.175	2.600	1.600	4.200

引き上げる 0.1 月分は、民間の支給状況を踏まえ勤勉手当に配分。



3 月例給較差の発生要因

民間賃金の動向のほか、昨年、本委員会が勧告した「給与制度の総合的見直し」において、激変を緩和するための経過措置が実施されず、本年4月から直ちに給料月額が引き下げられたことなどの影響によるものと考えられる。

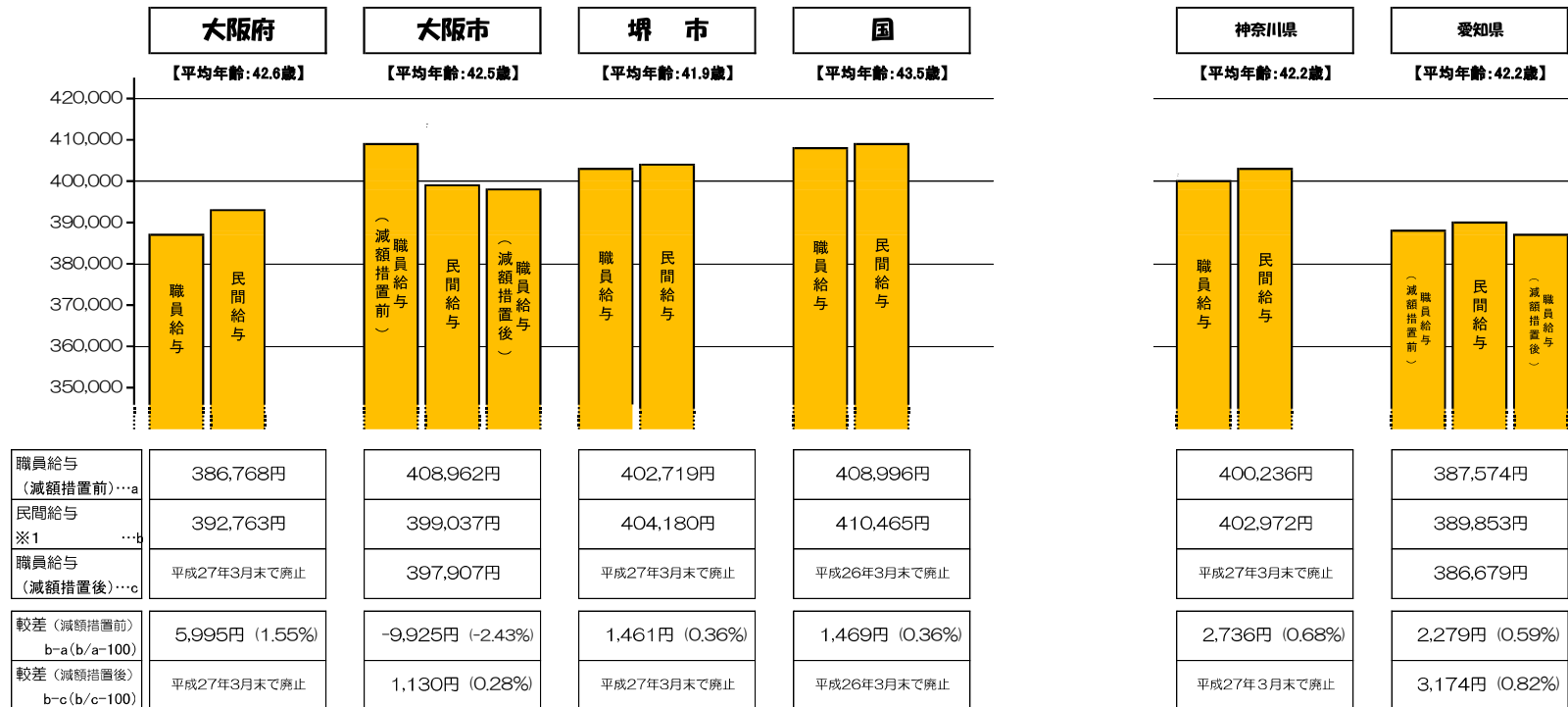


※職員給与と比較するため、ラスパイレス方式で算出したもの。

4 他団体との比較

民間データの一部を共有する団体

参考 … 類似団体
(民間データを共有しない)



※1 職員給与と比較するため、ラスパイレ方式で算出したもの。

※2 国、堺市、神奈川県の民間及び職員給与については、本年度の新規学卒者は含まれていない。

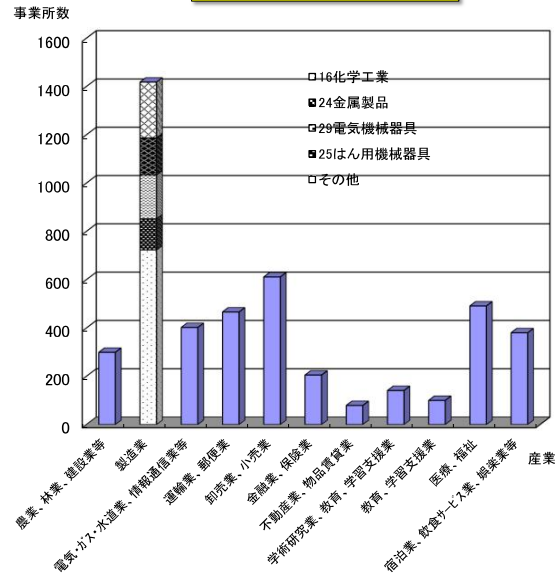
5 給与勧告の推移

年 度	月 例 給			特 別 給		給与制度の主な動き
	公 民 較 差	勧 告	実施分(注)	勧 告	実施分(注)	
11年度	2,266円 (0.51%)	1,104円 (0.25%) (給料表改定)	勧告どおり	4.95月 (▲0.30月)	勧告どおり	◎管理職手当5%減額(H9年度～) ◎普通昇給延伸等(H11～12年度)
12年度	8,615円 (1.94%)	432円 (0.10%) (扶養手当改定)	勧告どおり	4.75月 (▲0.20月)	勧告どおり	
13年度	14,258円 (3.22%)	勧告せず	—	4.70月 (▲0.05月)	勧告どおり	
14年度	1,524円 (0.34%)	1,524円 (0.34%) (給料表改定等)	▲1.81% (1～3月)	4.65月 (▲0.05月)	勧告どおり	
15年度	9,454円 (2.16%)	9,454円 (2.16%) (給料表改定等)	▲1.01% (12～3月)	4.40月 (▲0.25月)	勧告どおり	
16年度	7,812円 (1.79%)	7,812円 (1.79%) (較差を考慮して給料表適用等)	実施せず	公民均衡	—	
17年度	▲1,150円 (▲0.27%)	▲1,150円 (▲0.27%) (較差を考慮して給与上の措置/扶養手当改定)	勧告どおり	4.45月 (0.05月)	H18年6月分から実施	◎期末勤勉手当の減額 ・4%～10%の減額(H17～22年度) 給与構造改革(H18年度～) ・給料表の水準を平均5.3%引下げ ※現給保障等経過措置あり
18年度	▲6,172円 (▲1.46%)	▲6,172円 (▲1.46%) (較差を考慮して給与上の措置)	勧告どおり	公民均衡	—	
19年度	3,980円 (0.97%)	3,980円 (0.97%) (給料表改定等)	0.46%	4.50月 (0.05月)	期末特別手当の改定見送り	
20年度	204円 (0.05%)	勧告せず	—	公民均衡	—	◎給料月額額の減額(H20.8～) ・3.5%～14%の減額(H20.8～H23.3月) ・3.0%～14%の減額(H23.4～H26.3月) ・0.7%～3.1%の減額(H26.4～H27.3月) ◎退職手当の5%減額(H20～24年度)
21年度	▲885円 (▲0.22%)	▲885円 (▲0.22%) (給料表改定等/住居手当改定)	実施せず	4.15月 (▲0.35月)	勧告どおり	
22年度	199円 (0.05%)	勧告せず	—	3.95月 (▲0.20月)	勧告どおり	
23年度	▲315円 (▲0.08%)	▲314円 (▲0.08%) (住居手当・扶養手当改定)	勧告どおり	改定見送り	勧告どおり	大阪府版公務員制度改革(H23年度～) ・独自給料表の導入 (職務給の徹底、部・次長級の定額化) ・上位評価者の昇給号給数の見直し (5～8号給を4号給とする)
24年度	▲1,598円 (▲0.41%)	▲1,598円 (▲0.41%) (給料表等改定)	勧告どおり	公民均衡	—	
25年度	9,800円 (2.56%)	9,800円 (2.56%) (給料表等改定)	勧告どおり (実施はH25.12～)	公民均衡	—	給与制度の総合的見直し(H27年度～) ・給料表の水準を平均2.0%引下げ ・単身赴任手当の引上げ
26年度	6,450円 (1.65%)	6,450円 (1.65%) (給料表改定)	勧告どおり	4.10月 (0.15月)	H26年6月分から実施	
27年度	5,995円 (1.55%)	5,995円 (1.55%) (給料表等改定)		4.20月 (0.10月)		

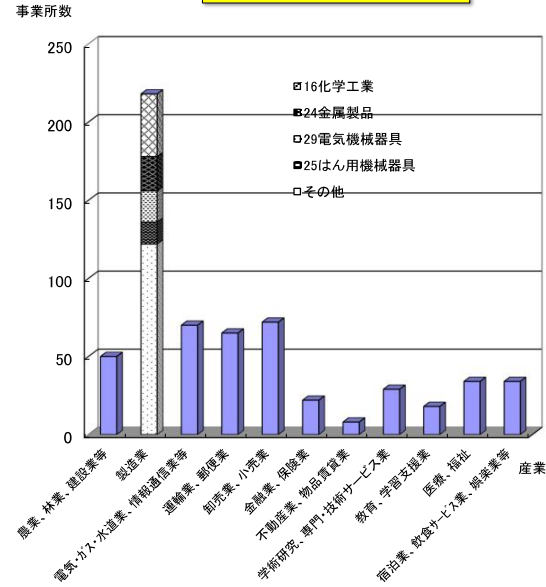
(注) 月例給及び特別給の「実施分」は勧告後、任命権者により実施されたものです。

6 調査事業所の状況

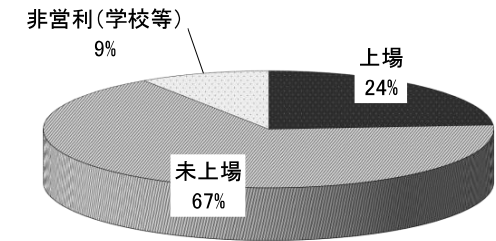
調査対象事業所(産業別)



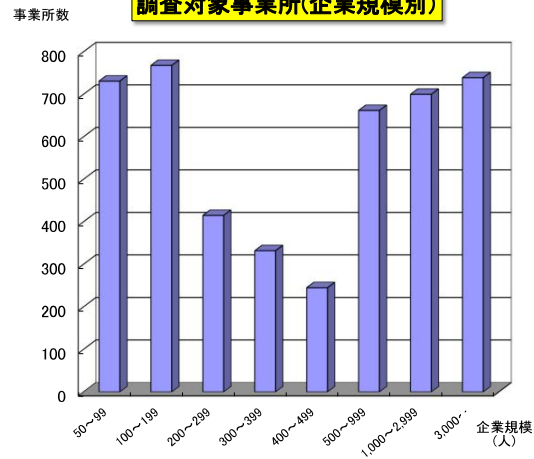
調査実施事業所(産業別)



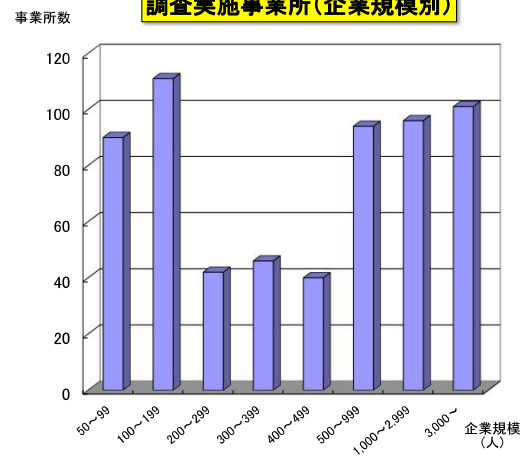
調査実施事業所における上場・未上場の別



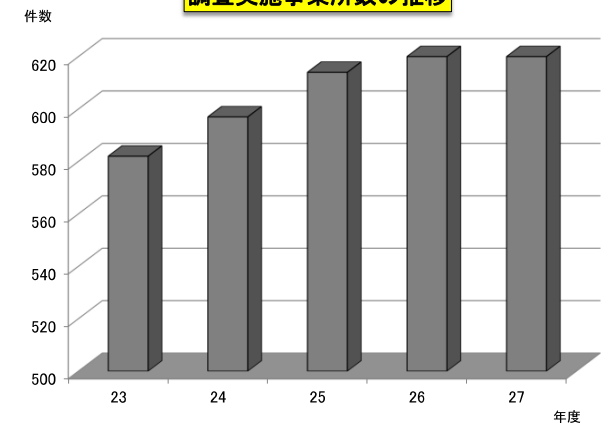
調査対象事業所(企業規模別)



調査実施事業所(企業規模別)



調査実施事業所数の推移



7 大阪府職員モデル給与例 その1

本モデル給与例は、職階ごとに5歳刻みの年齢で設定しており、行政職の部長級及び次長級は平成27年4月1日現在の定額、それ以外は平成27年4月1日現在の職階別年齢別の人員分布をもとにモデル号給を設定し、計算している。なお、この例は一つのモデルケースであり、世帯構成、人事評価の結果等の違いにより職員ごとに異なる。

(単位：円)

職		年齢	扶養親族	勧告前(a)		勧告後(b)		増加額(b-a)	
				給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	給与月額	年間給与
行政職給料表	部長級	55歳	配偶者、子1人	791,874	13,065,981	801,472	13,311,676	9,598	245,695
	次長級	55歳	配偶者、子1人	713,508	11,663,888	722,400	11,886,177	8,892	222,289
	課長級	50歳	配偶者、子2人	621,045	10,128,892	629,104	10,324,806	8,059	195,914
	課長補佐級	50歳	配偶者、子2人	504,606	8,343,640	511,616	8,514,651	7,010	171,011
	主査級	45歳	配偶者、子2人	448,662	7,336,763	455,168	7,490,227	6,506	153,464
	主事級(副主査)	35歳	配偶者、子1人	332,223	5,368,718	337,792	5,492,086	5,569	123,368
	主事級	大卒初任給	なし	200,688	3,225,054	205,296	3,319,635	4,608	94,581
高等教育職給料表	校長	55歳	配偶者、子1人	671,558	10,807,819	680,000	11,012,970	8,442	205,151
	教頭	50歳	配偶者、子2人	636,892	10,045,511	645,028	10,233,730	8,136	188,219
	首席・指導教諭	45歳	配偶者、子2人	524,905	8,547,791	532,138	8,720,758	7,233	172,967
	教諭	45歳	配偶者、子2人	508,428	8,182,316	515,514	8,347,276	7,086	164,960
	教諭	35歳	配偶者、子1人	408,631	6,579,618	415,181	6,726,375	6,550	146,757
	教諭	大卒初任給	なし	235,673	3,769,689	241,034	3,879,523	5,361	109,834
小学校・中学校教育職給料表	校長	55歳	配偶者、子1人	633,152	10,182,279	641,248	10,377,679	8,096	195,400
	教頭	50歳	配偶者、子2人	613,027	9,657,019	620,948	9,839,193	7,921	182,174
	首席・指導教諭	45歳	配偶者、子2人	508,513	8,278,242	515,598	8,446,955	7,085	168,713
	教諭	45歳	配偶者、子2人	491,012	7,899,868	497,942	8,060,466	6,930	160,598
	教諭	35歳	配偶者、子1人	408,631	6,579,618	415,181	6,726,375	6,550	146,757
	教諭	大卒初任給	なし	235,673	3,769,689	241,034	3,879,523	5,361	109,834
公安職給料表	警視(所属長級以上)	58歳	配偶者	660,561	10,934,908	669,200	11,152,029	8,639	217,121
	警視(管理官級)	55歳	配偶者、子1人	550,116	9,099,767	557,760	9,287,376	7,644	187,609
	警部	50歳	配偶者、子2人	532,023	8,783,830	539,504	8,965,657	7,481	181,827
	警部補	45歳	配偶者、子2人	486,069	7,938,061	493,136	8,104,720	7,067	166,659
	巡査部長	40歳	配偶者、子2人	412,143	6,645,176	418,544	6,789,497	6,401	144,321
	巡査長	35歳	配偶者、子1人	347,319	5,604,154	353,248	5,734,820	5,929	130,666
	巡査	25歳	なし	246,309	3,950,794	251,664	4,061,856	5,355	111,062
	巡査	大卒初任給	なし	225,441	3,616,072	230,720	3,723,820	5,279	107,748

上記表中の金額は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、期末勤勉手当、教職調整額を含み、特定の職員に支給されている給与制度改革による経過措置額、給料の調整額、住居手当等は含まない。

8 大阪府職員モデル給与例 その2(民間給与との比較)

《平成 27 年職員給与実態調査と平成 27 年職種別民間給与実態調査のデータから試算》

大阪府職員の状況【行政職給料表適用者】 (モデルは府職員の平均で設定)	部長級		課長級		主査級		主事級(副主査除く)	
	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額
	57.0	783,557 円	54.3	623,559 円	46.8	427,615 円	27.0	240,121 円

- 1 給与額欄は、比較する際の給与額で、給料(調整額を含む)・管理職手当・扶養手当・地域手当・住居手当・単身赴任手当(基礎額)の合計額です。
2 給与額欄は、勧告前の給与額です。

民間従業員(企業規模)	部長		課長		係長		係員	
	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額
1,000 人以上の上場企業 0 50 100 500 1000 	56.9	802,403 円	53.9	652,997 円	47.0	478,089 円	27.0	260,436 円
500 人以上の上場企業 0 50 100 500 1000 	56.9	785,646 円	53.9	643,539 円	46.9	458,928 円	27.0	257,874 円
100~499 人の全企業 0 50 100 500 1000 	56.9	600,542 円	54.0	504,406 円	46.8	367,392 円	27.0	229,852 円
50~99 人の全企業 0 50 100 500 1000 	56.6	445,869 円	54.0	479,172 円	47.0	307,640 円	27.0	217,685 円

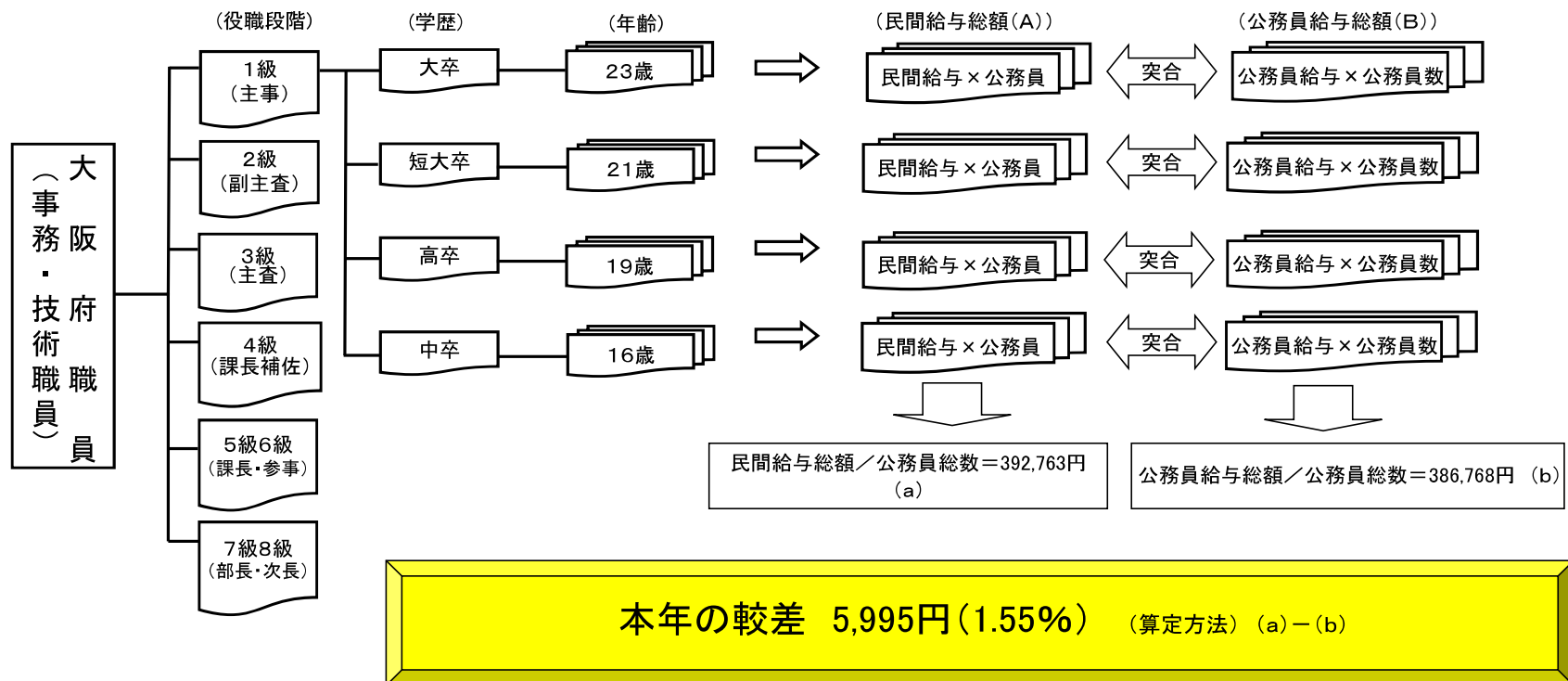
- 1 年齢及び給与額欄は、役職段階別の府職員の平均年齢(四捨五入値)の±1歳の民間従業員の単純平均値です。
2 給与額欄は、比較する際に使用する、きまって支給する給与額から時間外手当と通勤手当を除いた金額です。

差 引 (府職員ー民間従業員)	部長		課長		係長		係員	
	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額
	0.1	▲18,846 円	0.4	▲29,438 円	▲0.2	▲50,474 円	0	▲20,315 円
	0.1	▲2,089 円	0.4	▲19,980 円	▲0.1	▲31,313 円	0	▲17,753 円
	0.1	183,015 円	0.3	119,153 円	0	60,223 円	0	10,269 円
	0.4	337,688 円	0.3	144,387 円	▲0.2	119,975 円	0	22,436 円

9 民間との給与額の比較方法(ラスパイレス比較)

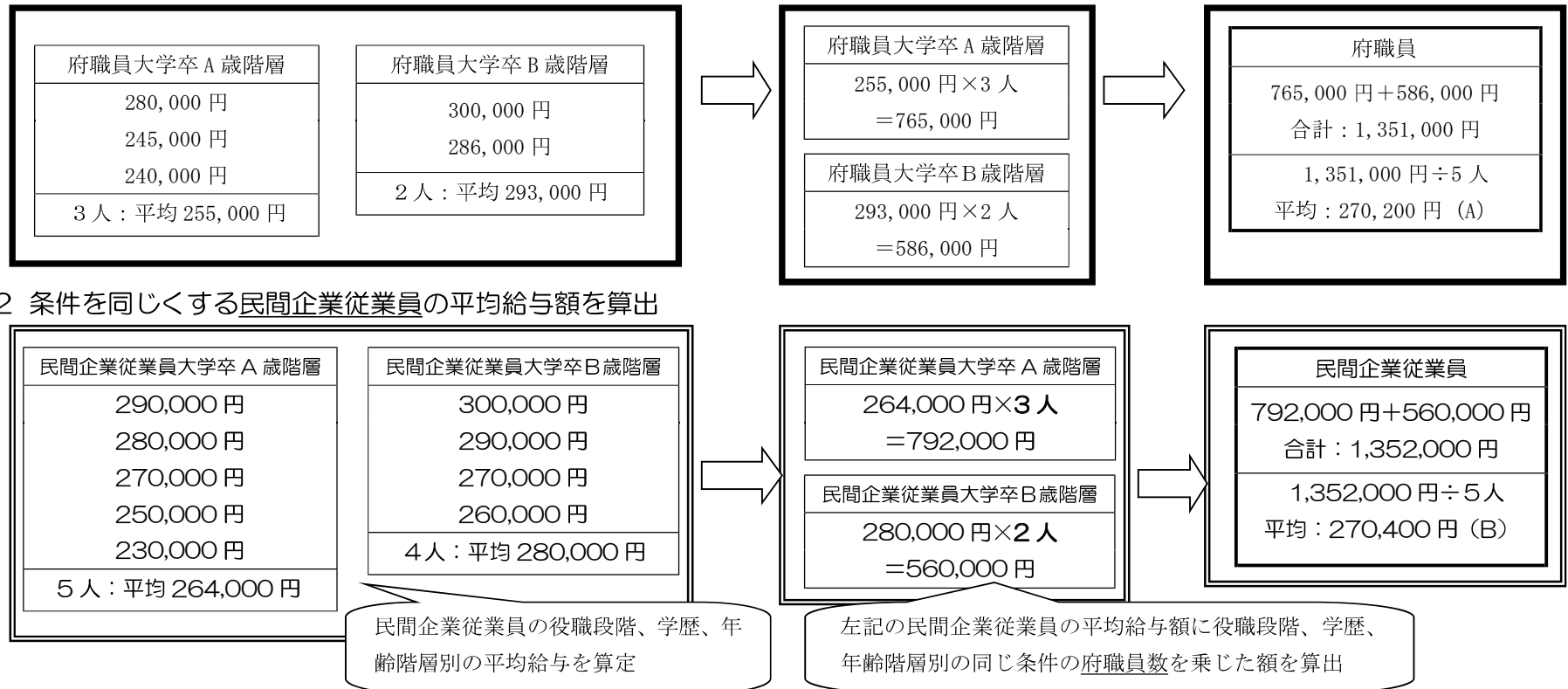
個々の大阪府職員に民間従業員の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出するのが、ラスパイレス方式と呼ばれる比較方法です。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢別の大阪府職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに大阪府職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



10 ラスパイレス比較の計算例

- 1 府職員の役職段階、学歴、年齢階層別の平均給与額を算出 3 1及び2のそれぞれの平均給与額に府職員数を乗じた総額を算出 4 それぞれを合計し、その水準（平均額）を比較



較差（額）

$$\text{民間企業従業員平均給与額 (B) } 270,400 \text{ 円} - \text{府職員平均給与額 (A) } 270,200 \text{ 円} = \text{較差額 } 200 \text{ 円}$$

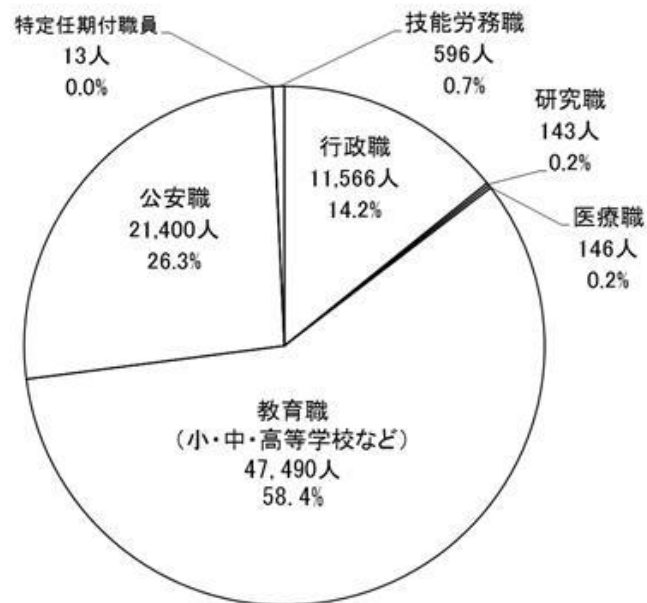
較差（率）

$$\text{較差額 } 200 \text{ 円} \div \text{府職員平均給与額 (A) } 270,200 \text{ 円} \times 100 = \text{較差率 } 0.07\%$$

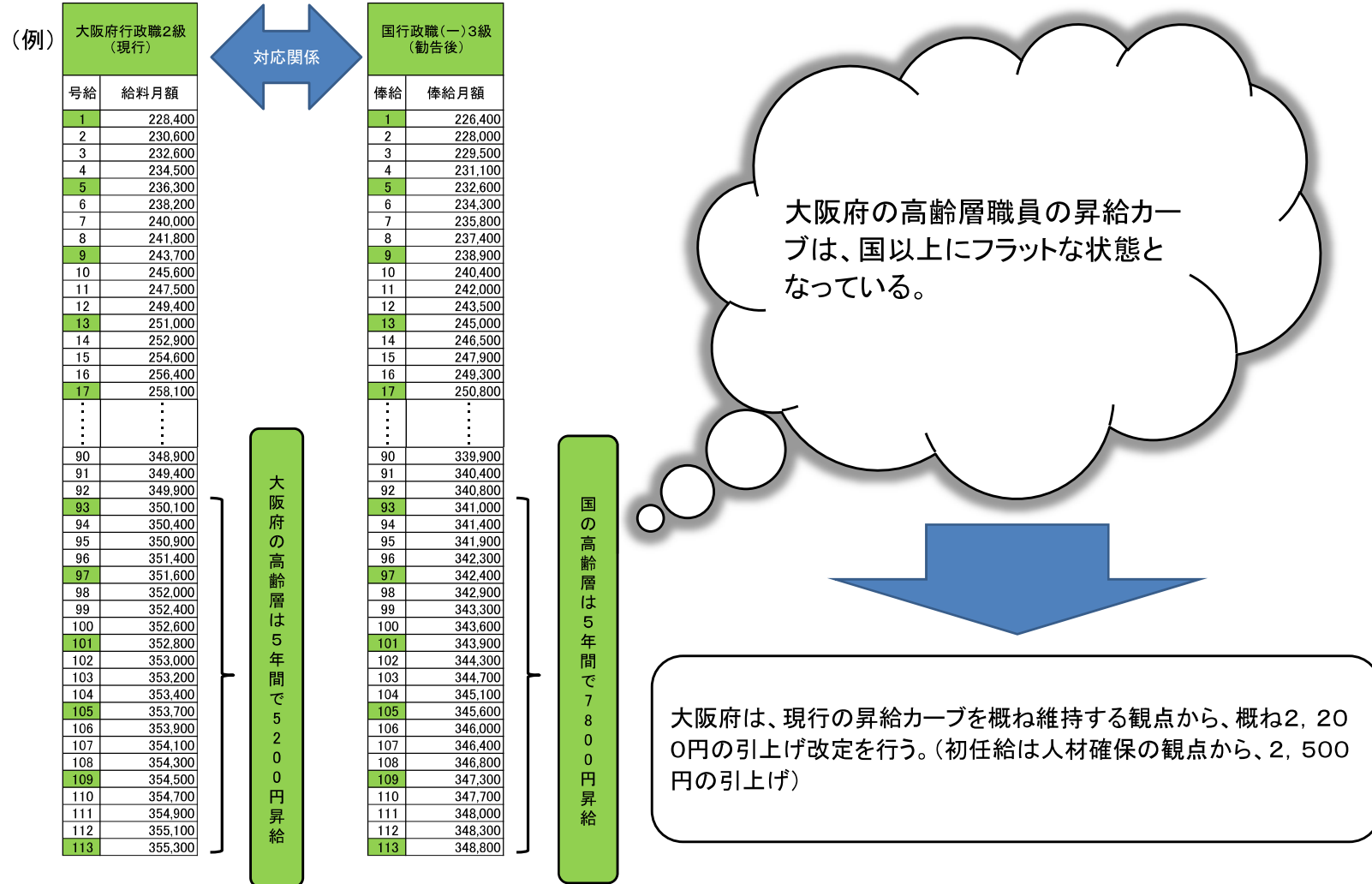
11 適用給料表別職員数・構成比

※平成27年4月現在

	行政職	研究職	医療職			教育職		公安職	特定任期付職員	技能労務職	合計
			(一)	(二)	(三)	高等学校等	小学校・中学校				
職員数	11,566 人	143 人	55 人	79 人	12 人	11,997 人	35,493 人	21,400 人	13 人	596 人	81,354 人
			146 人			47,490 人					
構成比	14.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	14.7%	43.6%	26.3%	0.0%	0.7%	100.0%
			0.2%			58.4%					

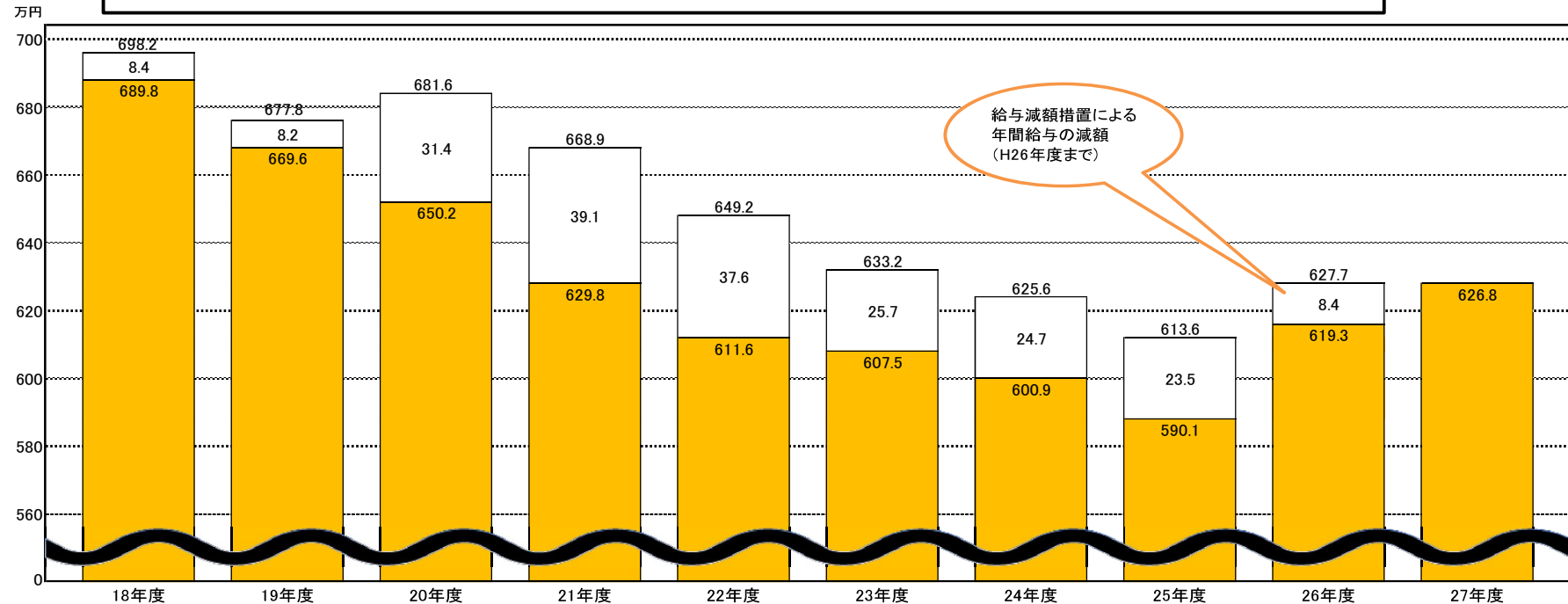


12 国と大阪府の昇給カーブ比較



13 大阪府職員(行政職給料表適用者)の年間給与の推移

平成18年度からの給与構造改革後における大阪府職員の年間給与の推移を見ると、平成27年度にかけて約71万円減少しています。



区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
年間給与(減額前)-(a)	698.2	677.8	681.6	668.9	649.2	633.2	625.6	613.6	627.7	626.8
年間給与(減額後)-(b)	689.8	669.6	650.2	629.8	611.6	607.5	600.9	590.1	619.3	—
減額(a)-(b)	8.4	8.2	31.4	39.1	37.6	25.7	24.7	23.5	8.4	—
平均給与月額	422,757	410,331	407,091	402,125	398,243	393,726	389,819	382,830	390,895	386,768
前年との差引き	△ 3,247	△ 12,426	△ 3,240	△ 4,966	△ 3,882	△ 4,517	△ 3,907	△ 6,989	8,065	△ 4,127
期末勤勉手当支給月数	4.45月	4.45月	4.50月	4.50月	4.15月	3.95月	3.95月	3.95月	3.95月	4.10月
行政職給料表適用職員数	14,489	14,249	14,083	13,509	13,103	12,263	12,042	11,790	11,707	11,566
平均年齢	44.5	44.6	44.4	44.4	44.1	43.9	43.7	43.2	43.0	42.6

※各年度の年間給与、平均給与月額及び期末勤勉手当支給月数は、それぞれ当該年の勧告に基づく給与改定前の数値である。

一給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイントー

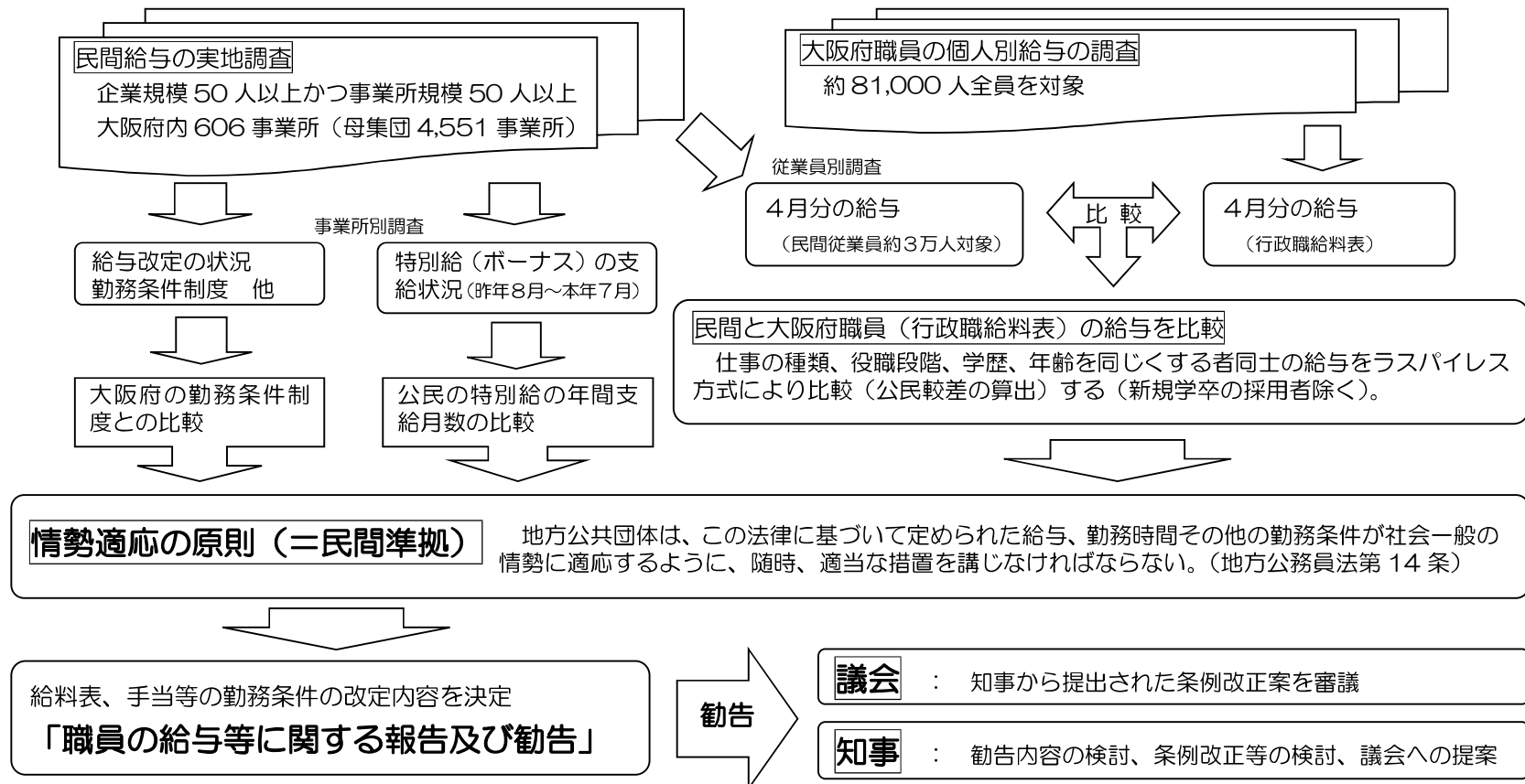
目 次

1	給与勧告制度の基本的考え方及び勧告の手順	P 1
2	民間給与との較差等に基づく給与改定	P 2
3	民間給与との比較	P 3
4	調査事業所の状況	P 4
5	民間との給与額の比較方法（ラスパイレス比較）	P 5
6	ラスパイレス比較の計算例	P 6
7	上下各 2. 5 %カットのイメージ図	P 7
8	役職の対応関係の見直し	P 8
9	民間従業員（係長～係員）の平均給与額	P 9
10	見直しによる民間との給与較差への影響	P 10
11	扶養手当の見直し	P 11
12	国、民間と大阪府の昇給カーブ比較	P 12
13	大阪府職員モデル給与例について	P 13
14	モデル給与例＜平成 28 年度＞（期末・勤勉手当引上げ）	P 14
15	モデル給与例＜平成 29 年度～＞（給料月額引下げ、期末・勤勉手当引上げ、扶養手当見直し）	P 15
16	モデル給与例（参考・給料月額引下げ）	P 16
17	モデル給与例（民間との比較）	P 17
18	適用給料表別職員数・構成比	P 18
19	給与勧告の推移	P 19
20	大阪府職員（行政職給料表適用者）の年間給与の推移	P 20
21	他団体との比較	P 21

1 給与勧告制度の基本的考え方及び勧告の手順 ~職員の給与はどのようにして決めるのか~

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものです。（地方公務員法第14条）
職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされています。（地方公務員法第24条第2項）

人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとされています。（地方公務員法第26条）
給与勧告を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職務に精励している職員の士気の向上等に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっています。



2 民間給与との較差等に基づく給与改定

◎職種別民間給与実態調査

企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の府内民間事業所から 727 事業所を抽出。
月例給については、公務の行政職給料表適用職員と類似する職務に従事する民間の事務・技術関係従業員 33,762 人の本年 4 月分給与月額等を調査。特別給（ボーナス）については、民間事業所における昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の支給状況を調査。

◎職員給与と民間給与との比較

月例給については職員と民間従業員の本年 4 月分給与をラスパイレ方式（5 ページ参照）で比較。
職員給与が民間給与を 1,075 円（0.28%）上回ることが明らかになった。
特別給（ボーナス）については、民間における特別給の合計額が月例給の 4.32 月分にわたることが明らかになった。

◆月例給

（較差内）～較差▲1,075 円（▲0.28%）解消のため給料月額等を引下げ～

◎給料月額【▲767 円（▲0.20%）】

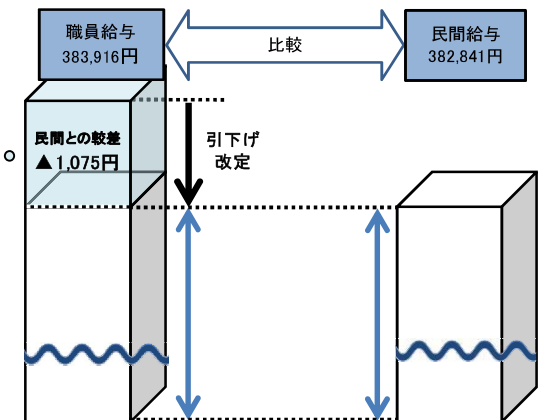
行政職給料表について、概ね▲0.3%を基本とした引下げ。ただし、初任給は国や他府県との均衡を考慮して、引き下げない。（20 代前半も引下げなし。20 代後半は 0.1～0.2%引下げ）

◎扶養手当【▲200 円（▲0.05%）】

扶養手当額の改正に伴い、現行、国を上回る部分を国と同額とすることにより生じる分。

◎はね返り【▲108 円（▲0.03%）】

給料等の一定割合で定められている手当額等の減少分（地域手当など）。



◆特別給（ボーナス） ～ 現行 4.20 月分から 0.1 月分引き上げ年間 4.30 月分とする ～ ※（職員＝年間 4.20 月分、民間＝同 4.32 月分）

支給月数の内訳

	6 月期			12 月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
現行	1.225	0.800	2.025	1.375	0.800	2.175	2.600	1.600	4.200
勧告後	1.225	0.850	2.075	1.375	0.850	2.225	2.600	1.700	4.300

引き上げる 0.1 月分は、民間の支給状況を踏まえ勤勉手当に配分

3 民間給与との比較

比較方法

○民間給与との比較は、主な給与決定要素を同じくする者同士で比較することが適当
※府職員の人員数のウエイトを用いたラスパイレース比較

<主な給与決定要素>

年 齢

役職段階

学 歴

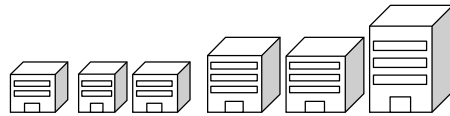
(部長、課長、係長、係員等)

※詳細は「5 民間との給与額の比較方法(ラスパイレース比較)」を参照

調査対象

○企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、課長・係長等の役職段階があることから、同種・同等の者同士による比較が可能

企業規模50人未満



役 職 段 階 の 例

課 長

係 員

府内民営事業所の正社員数の割合

※平成26年経済センサス基礎調査(総務省)を基に大阪府人事委員会において集計



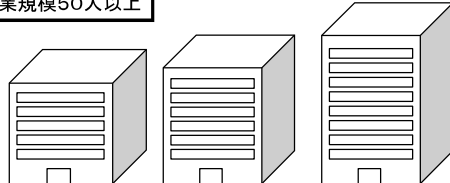
企業規模50人未満



企業規模50人以上 64.6%

府内の民営事業所全体の正社員数の6割を超える人数をカバー

企業規模50人以上



部 長

課 長

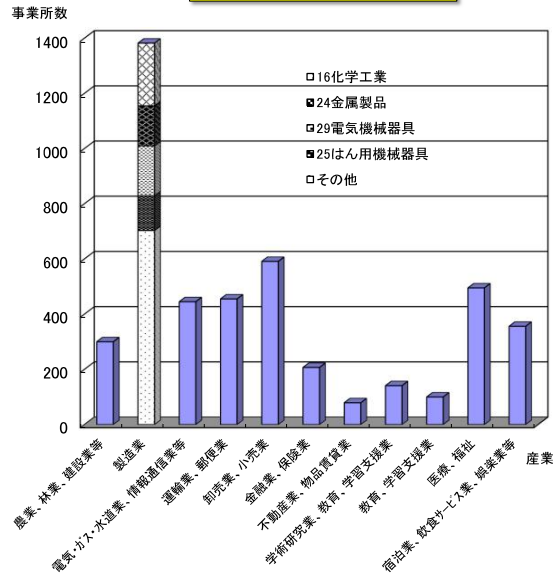
課長代理

係 長

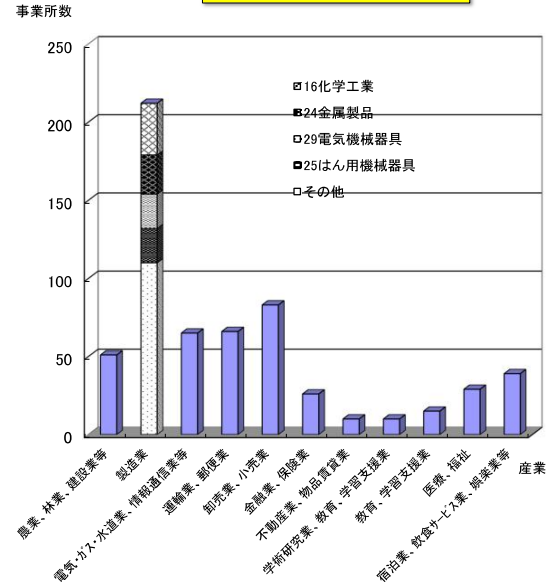
係 員

4 調査事業所の状況

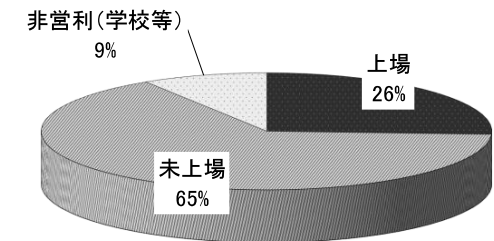
調査対象事業所(産業別)



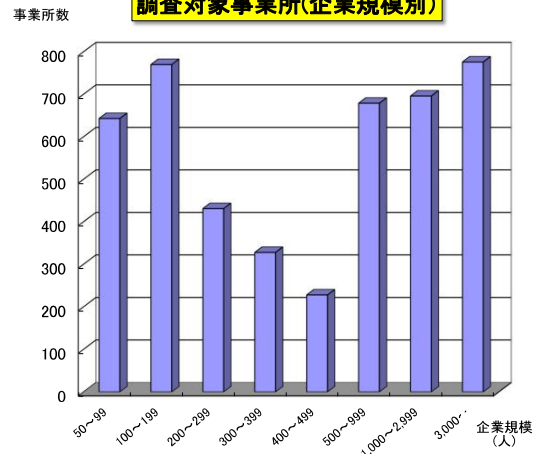
調査実施事業所(産業別)



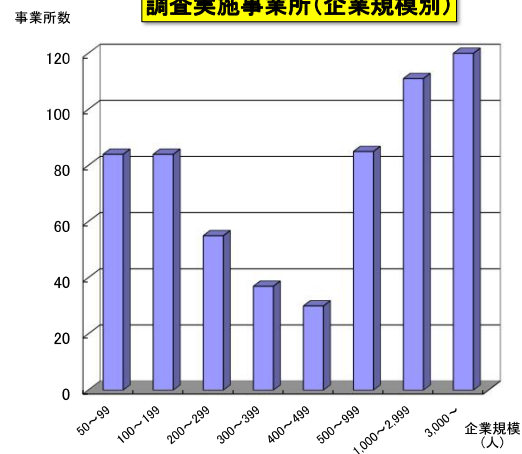
調査実施事業所における上場・未上場の別



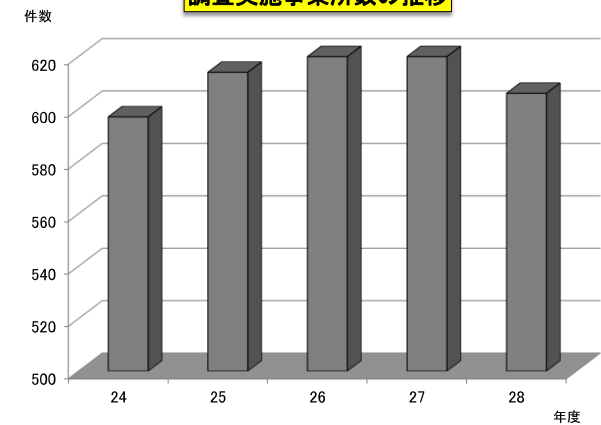
調査対象事業所(企業規模別)



調査実施事業所(企業規模別)

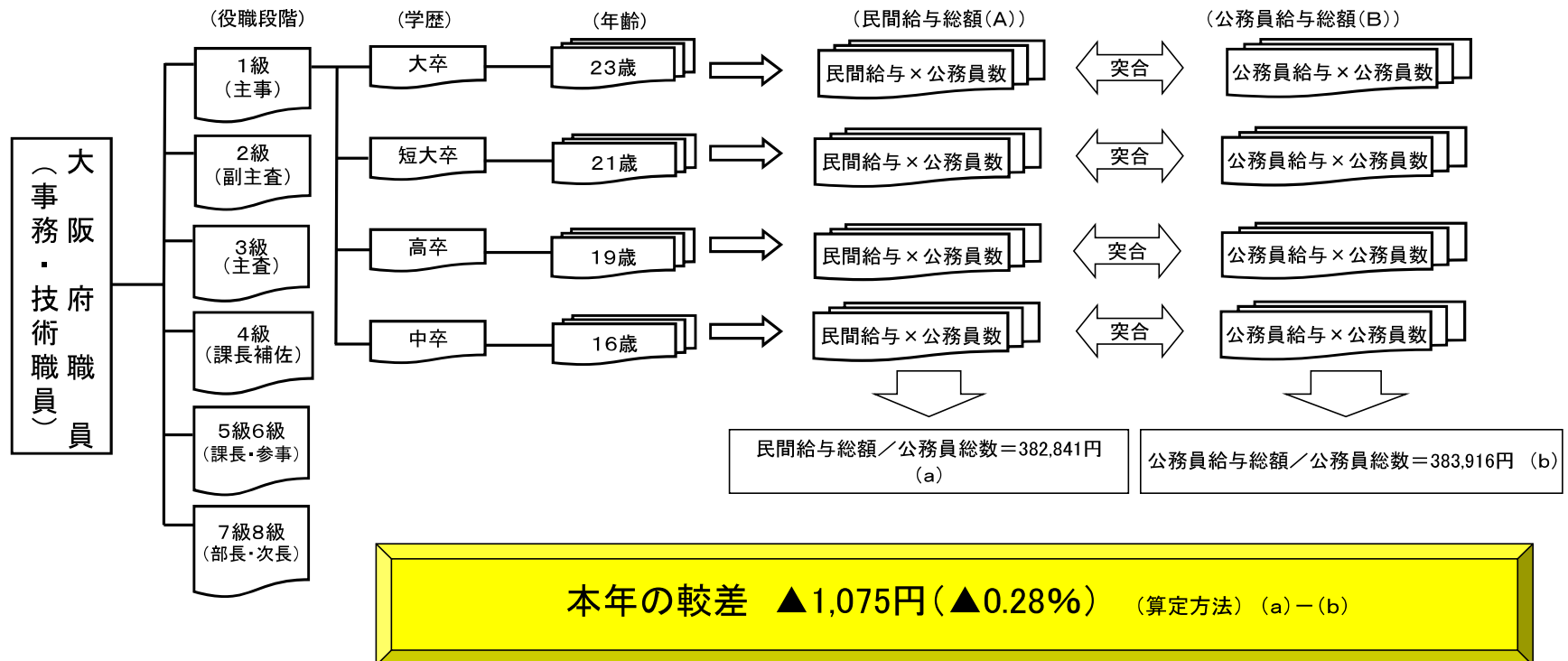


調査実施事業所数の推移



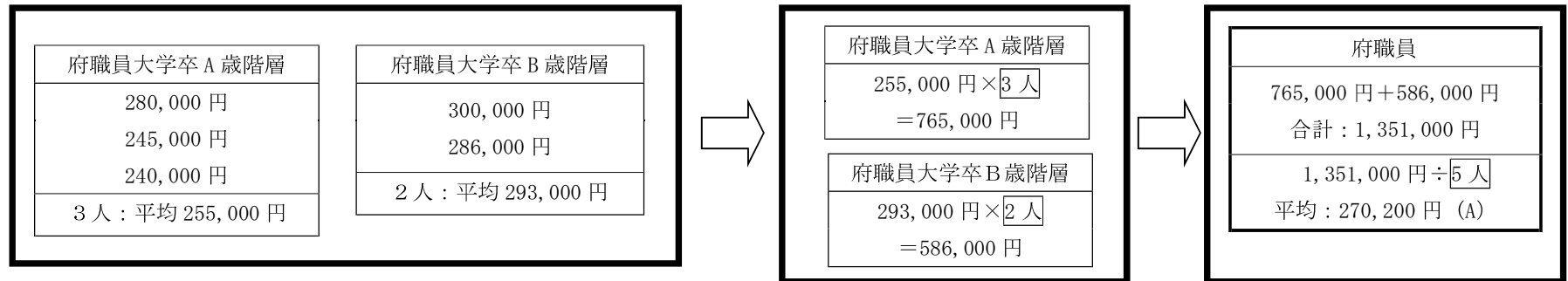
5 民間との給与額の比較方法（ラスパイレス比較）

個々の大阪府職員に民間従業員の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出するのが、ラスパイレス方式と呼ばれる比較方法です。
具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢別の大阪府職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに大阪府職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

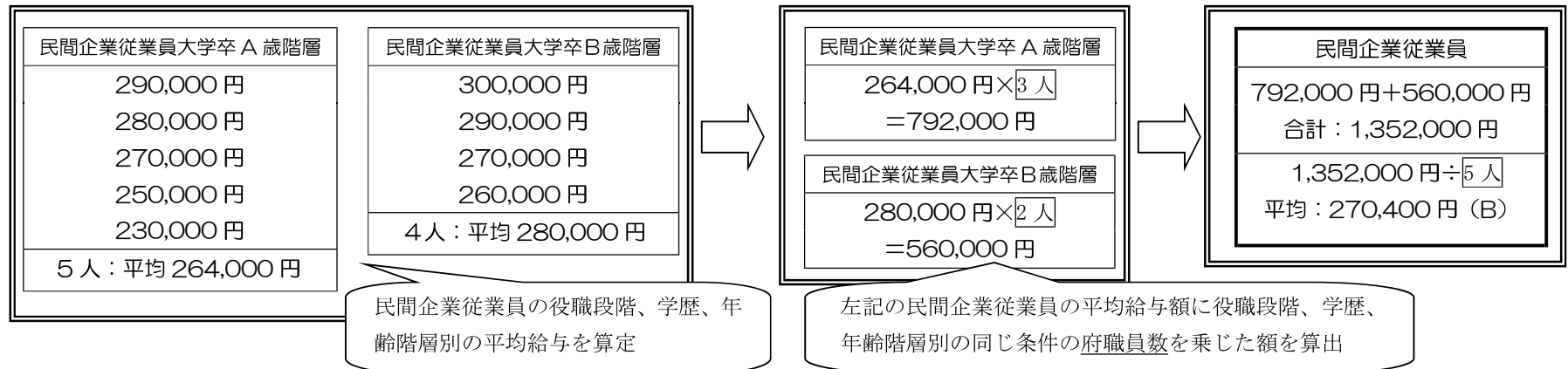


6 ラスパイレス比較の計算例

- 1 府職員の役職段階、学歴、年齢階層別の平均給与額を算出 3 1及び2のそれぞれの平均給与額に府職員数を乗じた総額を算出 4 それぞれを合計し、その水準（平均額）を比較



- 2 条件を同じくする民間企業従業員の平均給与額を算出



較差（額）

$$\text{民間企業従業員平均給与額 (B) } 270,400 \text{ 円} - \text{府職員平均給与額 (A) } 270,200 \text{ 円} = \text{較差額 } 200 \text{ 円}$$

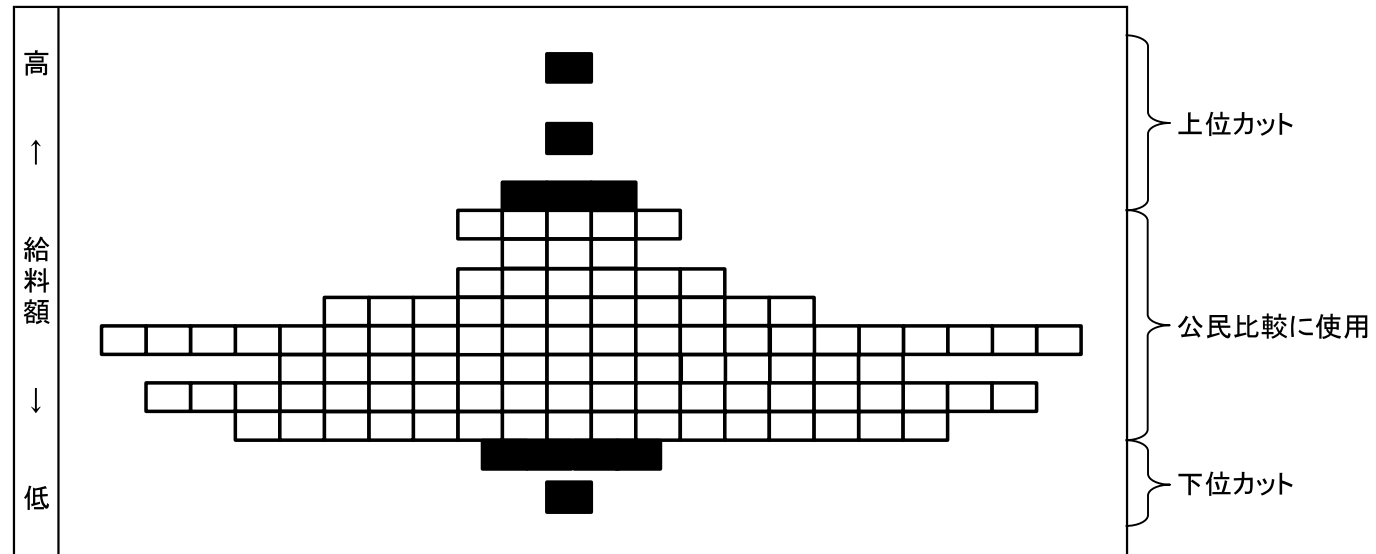
較差（率）

$$\text{較差額 } 200 \text{ 円} \div \text{府職員平均給与額 (A) } 270,200 \text{ 円} \times 100 = \text{較差率 } 0.07\%$$

7 上下各2.5%カットのイメージ図

(カットの手法)

民間企業の役職・年齢ごとのデータを上下各2.5%カット



※給料額の分布は、調査年や役職、年齢によって異なる

上下各2.5%カット
実施後3年経過

検証

- ①カットされたデータの状況
- ②外部有識者からの意見
- ③上下各2.5%カットの影響額

検討

上下各2.5%カットを
行わないことが相当で
あると判断

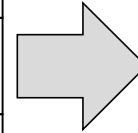
8 役職の対応関係の見直し

[参考]国の主な役職

国
職員の職務 〔主な役職〕
10級〔特に重要課長〕
9級〔重要課長〕
8級〔困難室長〕
7級〔室長〕
6級〔困難課長補佐〕
5級〔課長補佐〕
4級〔困難係長〕
3級〔係長、困難主任〕
2級〔主任、高度係員〕
1級〔係員〕

○役職の対応関係（現行）

府	民間従業員の職務		
職員の職務 〔主な役職〕	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
8級・7級 〔部長・次長〕	支店長・工場長、 部長、次長		
6級・5級 〔課長・参事〕	課長	支店長・工場長、 部長、次長	支店長・工場長、 部長、次長
4級 〔課長補佐〕	課長代理	課長	支店長・工場長、 部長、次長、課長
3級 〔主査〕	係長	課長代理	課長代理
2級 〔副主査〕	係長	係長	係長
1級 〔主事〕	主任 係員	主任 係員	主任 係員



○役職の対応関係（見直し後）

府	民間従業員の職務		
職員の職務 〔主な役職〕	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
8級・7級 〔部長・次長〕	支店長・工場長、 部長、次長		
6級・5級 〔課長・参事〕	課長	支店長・工場長、 部長、次長	支店長・工場長、 部長、次長
4級 〔課長補佐〕	課長代理	課長	支店長・工場長、 部長、次長、課長
3級 〔主査〕	係長	課長代理	課長代理
2級 〔副主査〕	主任	係長	係長
1級 〔主事〕	係員	主任 係員	主任 係員

9 民間企業従業員（係長～係員）の平均給与額

○勧告冊子13ページ12行目～16行目に記載した検証数値

H26

500人以上		100人以上 500人未満		50人以上 100人未満	
係長	430,183	係長	358,092	係長	307,560
主任	359,802	主任	304,613	主任	268,866
係員	302,553	係員	265,068	係員	242,656

H27

500人以上		100人以上 500人未満		50人以上 100人未満	
係長	420,243	係長	354,576	係長	312,398
主任	366,743	主任	318,496	主任	282,441
係員	298,334	係員	263,133	係員	242,673

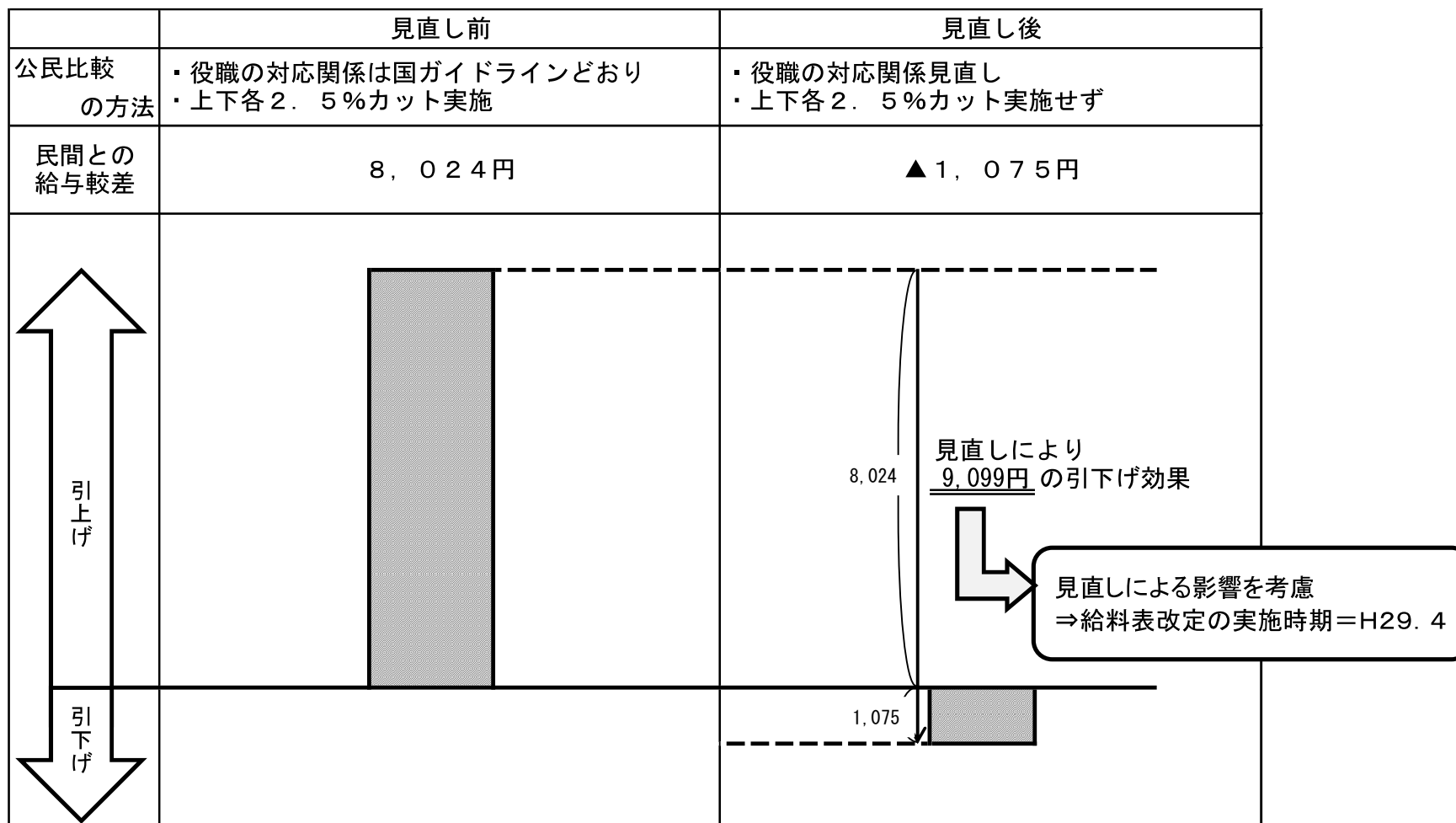
H28

500人以上		100人以上 500人未満		50人以上 100人未満	
係長	416,777	係長	346,314	係長	335,492
主任	372,009	主任	317,764	主任	295,016
係員	297,160	係員	269,355	係員	256,267

※各年の職種別民間給与実態調査のデータから算出

※上下各2.5%カットを行っていないデータを使用

10 見直しによる民間との給与較差への影響

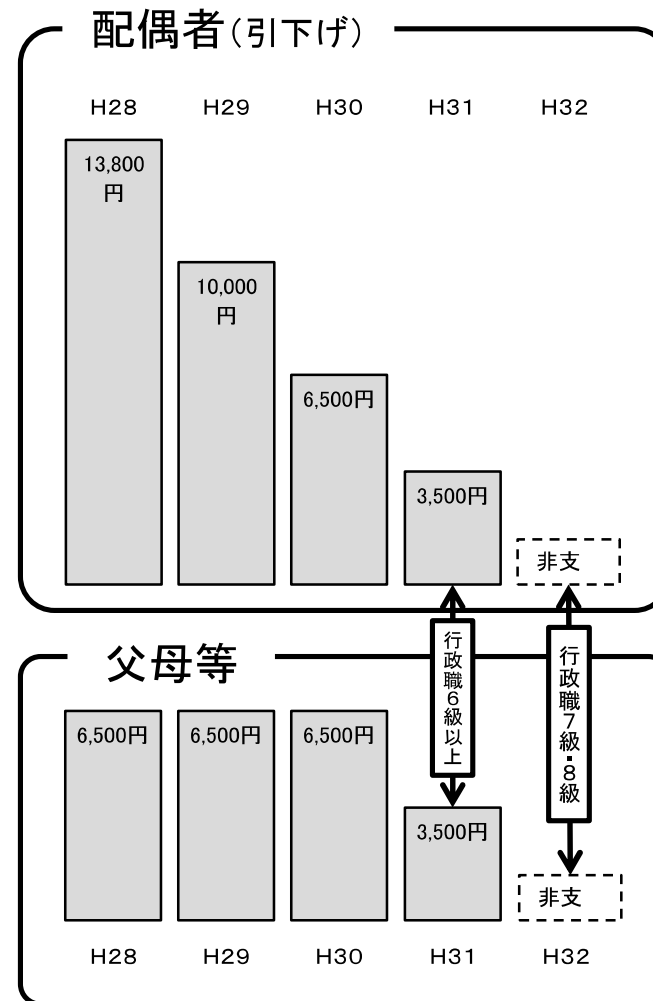
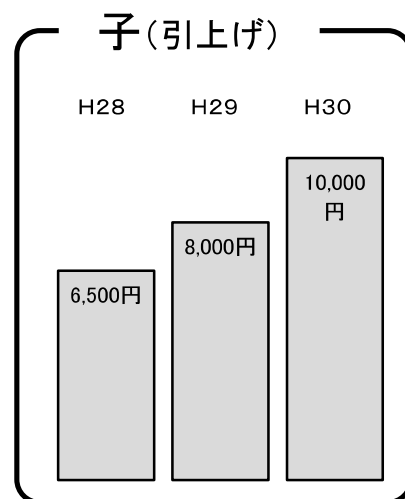


1 1 扶養手当の見直し

国準拠を基本



人事院勧告と同様の改定
(段階的实施)



※H31以降の引下げは行政職給料表6級以上の

1 2 国、民間と大阪府の昇給カーブ比較

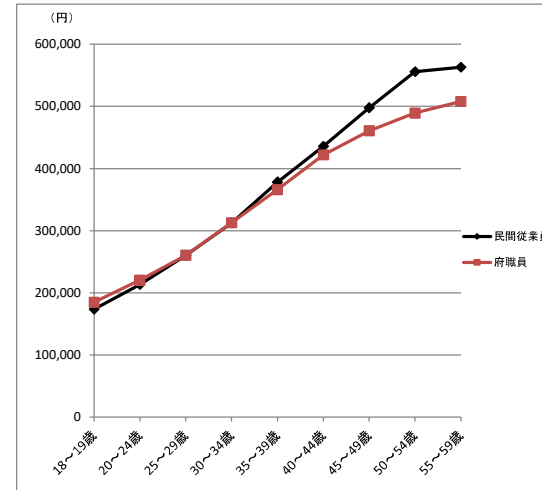
大阪府行政職2級 (現行)		国行政職(一)3級 (勧告後)	
号給	給料月額	俸給	俸給月額
1	228,400	1	227,900
2	230,600	2	229,500
3	232,600	3	231,000
4	234,500	4	232,600
5	236,300	5	234,100
6	238,200	6	235,800
7	240,000	7	237,300
8	241,800	8	238,900
9	243,700	9	240,300
10	245,600	10	241,800
11	247,500	11	243,400
12	249,400	12	244,800
13	251,000	13	246,300
14	252,900	14	247,800
15	254,600	15	249,100
16	256,400	16	250,500
17	258,100	17	252,000
...	...	...	...
90	348,900	90	340,300
91	349,400	91	340,800
92	349,900	92	341,200
93	350,100	93	341,400
94	350,400	94	341,800
95	350,900	95	342,300
96	351,400	96	342,700
97	351,600	97	342,800
98	352,000	98	343,300
99	352,400	99	343,700
100	352,600	100	344,000
101	352,800	101	344,300
102	353,000	102	344,700
103	353,200	103	345,100
104	353,400	104	345,500
105	353,700	105	346,000
106	353,900	106	346,400
107	354,100	107	346,800
108	354,300	108	347,200
109	354,500	109	347,700
110	354,700	110	348,100
111	354,900	111	348,400
112	355,100	112	348,700
113	355,300	113	349,200

対応関係

大阪府の高年齢層は5年間で5200円昇給

国の高年齢層は5年間で7800円昇給

民間従業員(賃金センサス)と府職員の平均給与月額の比較



民間従業員・・・企業規模100人以上の製造業(管理・事務・技術)の男性労働者の所定内給与(H25～H27)
府職員・・・職員給与実態調査による行政職給料表適用者の較差内給与及び通勤手当(H26～H28)

大阪府の高年齢層職員の昇給カーブは、国、民間と比較してフラットな状態となっている。

大阪府は、現行の昇給カーブを概ね維持

1 3 大阪府職員モデル給与例について

◆モデル給与例計算の前提条件

【年齢】

職階ごとに5歳刻みで設定

【モデルとなる給料月額】

職階別の年齢別人員分布で最も多い号給の給料月額

【給与月額に含まれるもの】

給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額

【年間給与に含まれるもの】

上記、「給与月額」＋期末・勤勉手当

【留意点】

- ・年度途中の昇給（定期昇給は毎年1月）等は考慮していない。
- ・示した例は一つのモデルケースであり、世帯構成、人事評価結果等の違いにより、同じ年齢・扶養親族であっても職員ごとに異なる。

◆各モデル給与例の内容

14～16ページの「勧告前（a）」の額は、すべて同額（勧告を行う前のH28.4.1時点の額）、「勧告後（b）」の額は、それぞれ下記により計算した額

【モデル給与例＜平成28年度＞（期末・勤勉手当引上げ）】（14ページ）

期末・勤勉手当0.1月増をH28.4.1に遡って改定した場合の、H28年度のモデル給与例

【モデル給与例＜平成29年度～＞（給料月額引下げ、期末・勤勉手当引上げ、扶養手当見直し）】（15ページ）

給料月額の引下げ、期末・勤勉手当引上げ、扶養手当見直しを行った場合の、H29.4.1以降のモデル給与例

【モデル給与例（参考・給料月額引下げ）】（16ページ）

給料月額の引下げのみ（H29.4.1～）のモデル給与例

【モデル給与例（民間との比較）】（17ページ）

H28.4.1現在の府職員と民間従業員の比較（勧告前の状態での比較）

14 モデル給与例 <平成28年度>（期末・勤勉手当引上げ）

（単位：円）

職		年齢	扶養親族	勧告前(a)		勧告後(b)		増減額(b-a)	
				給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	給与月額	年間給与
行政職給料表	部長級	55歳	配偶者、子1人	791,874	13,206,753	791,874	13,294,735	0	87,982
	次長級	55歳	配偶者、子1人	713,508	11,786,100	713,508	11,862,482	0	76,382
	課長級	50歳	配偶者、子2人	625,152	10,264,036	625,152	10,328,414	0	64,378
	課長補佐級	50歳	配偶者、子2人	505,050	8,405,065	505,050	8,459,087	0	54,022
	主査級	45歳	配偶者、子2人	447,885	7,369,954	447,885	7,415,950	0	45,996
	主事級(副主査)	35歳	配偶者、子1人	340,437	5,535,770	340,437	5,569,150	0	33,380
	主事級	大卒初任給	なし	200,688	3,245,124	200,688	3,265,192	0	20,068
高等教育職給料表	校長	55歳	配偶者、子1人	664,565	10,755,404	664,565	10,820,804	0	65,400
	教頭	50歳	配偶者、子2人	636,892	10,102,715	636,892	10,159,919	0	57,204
	首席・指導教諭	45歳	配偶者、子2人	521,673	8,548,042	521,673	8,601,438	0	53,396
	教諭	45歳	配偶者、子2人	507,043	8,209,270	507,043	8,258,726	0	49,456
	教諭	35歳	配偶者、子1人	411,401	6,664,937	411,401	6,705,265	0	40,328
	教諭	大卒初任給	なし	235,673	3,792,997	235,673	3,816,303	0	23,306
小学校・中学校 教育職給料表	校長	55歳	配偶者、子1人	633,152	10,137,210	633,152	10,196,784	0	59,574
	教頭	50歳	配偶者、子2人	614,026	9,728,234	614,026	9,783,020	0	54,786
	首席・指導教諭	45歳	配偶者、子2人	507,358	8,311,075	507,358	8,362,897	0	51,822
	教諭	45歳	配偶者、子2人	489,973	7,930,665	489,973	7,978,337	0	47,672
	教諭	35歳	配偶者、子1人	388,429	6,289,413	388,429	6,327,329	0	37,916
	教諭	大卒初任給	なし	235,673	3,792,997	235,673	3,816,303	0	23,306
公安職給料表	警視(所属長級以上)	58歳	配偶者	648,351	10,794,523	648,351	10,866,519	0	71,996
	警視(管理官級)	55歳	配偶者、子1人	547,452	9,115,151	547,452	9,174,879	0	59,728
	警部	50歳	配偶者、子2人	533,022	8,857,700	533,022	8,914,938	0	57,238
	警部補	45歳	配偶者、子2人	483,183	7,940,481	483,183	7,990,357	0	49,876
	巡査部長	40歳	配偶者、子2人	415,917	6,747,022	415,917	6,787,570	0	40,548
	巡査長	35歳	配偶者、子1人	343,545	5,576,560	343,545	5,610,266	0	33,706
	巡査	25歳	なし	246,309	3,975,424	246,309	4,000,056	0	24,632
	巡査	大卒初任給	なし	225,441	3,638,616	225,441	3,661,160	0	22,544

15 モデル給与例 <平成29年度～>（給料月額引下げ、期末・勤勉手当引上げ、扶養手当見直し）

（単位：円）

職		年齢	扶養親族	勧告前(a)		勧告後(b)		増減額(b-a)	
				給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	給与月額	年間給与
行政職給料表	部長級	55歳	配偶者、子1人	791,874	13,206,753	787,656	13,228,759	▲ 4,218	22,006
	次長級	55歳	配偶者、子1人	713,508	11,786,100	709,512	11,800,746	▲ 3,996	14,646
	課長級	50歳	配偶者、子2人	625,152	10,264,036	622,932	10,292,510	▲ 2,220	28,474
	課長補佐級	50歳	配偶者、子2人	505,050	8,405,065	502,941	8,425,475	▲ 2,109	20,410
	主査級	45歳	配偶者、子2人	447,885	7,369,954	445,887	7,384,450	▲ 1,998	14,496
	主事級(副主査)	35歳	配偶者、子1人	340,437	5,535,770	336,996	5,517,237	▲ 3,441	▲ 18,533
	主事級	大卒初任給	なし	200,688	3,245,124	200,688	3,265,192	0	20,068
高等学校等 教育職給料表	校長	55歳	配偶者、子1人	664,565	10,755,404	660,569	10,758,871	▲ 3,996	3,467
	教頭	50歳	配偶者、子2人	636,892	10,102,715	634,672	10,124,757	▲ 2,220	22,042
	首席・指導教諭	45歳	配偶者、子2人	521,673	8,548,042	519,515	8,567,311	▲ 2,158	19,269
	教諭	45歳	配偶者、子2人	507,043	8,209,270	504,885	8,224,869	▲ 2,158	15,599
	教諭	35歳	配偶者、子1人	411,401	6,664,937	407,809	6,650,898	▲ 3,592	▲ 14,039
	教諭	大卒初任給	なし	235,673	3,792,997	235,673	3,816,303	0	23,306
小学校・中学校 小教職給料表	校長	55歳	配偶者、子1人	633,152	10,137,210	629,267	10,137,031	▲ 3,885	▲ 179
	教頭	50歳	配偶者、子2人	614,026	9,728,234	611,917	9,749,709	▲ 2,109	21,475
	首席・指導教諭	45歳	配偶者、子2人	507,358	8,311,075	505,200	8,328,767	▲ 2,158	17,692
	教諭	45歳	配偶者、子2人	489,973	7,930,665	487,931	7,946,386	▲ 2,042	15,721
	教諭	35歳	配偶者、子1人	388,429	6,289,413	384,721	6,271,056	▲ 3,708	▲ 18,357
	教諭	大卒初任給	なし	235,673	3,792,997	235,673	3,816,303	0	23,306
公安職給料表	警視(所属長級以上)	58歳	配偶者	648,351	10,794,523	642,801	10,783,100	▲ 5,550	▲ 11,423
	警視(管理官級)	55歳	配偶者、子1人	547,452	9,115,151	543,567	9,115,127	▲ 3,885	▲ 24
	警部	50歳	配偶者、子2人	533,022	8,857,700	530,802	8,879,493	▲ 2,220	21,793
	警部補	45歳	配偶者、子2人	483,183	7,940,481	481,074	7,957,046	▲ 2,109	16,565
	巡査部長	40歳	配偶者、子2人	415,917	6,747,022	414,030	6,758,168	▲ 1,887	11,146
	巡査長	35歳	配偶者、子1人	343,545	5,576,560	340,104	5,558,385	▲ 3,441	▲ 18,175
	巡査	25歳	なし	246,309	3,975,424	246,309	4,000,056	0	24,632
	巡査	大卒初任給	なし	225,441	3,638,616	225,441	3,661,160	0	22,544

16 モデル給与例（参考・給料月額引下げ）

（単位：円）

職		年齢	扶養親族	勧告前(a)		勧告後(b)		増減額(b-a)	
				給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	給与月額	年間給与
行政職給料表	部長級	55歳	配偶者、子1人	791,874	13,206,753	790,209	13,177,260	▲ 1,665	▲ 29,493
	次長級	55歳	配偶者、子1人	713,508	11,786,100	712,065	11,760,811	▲ 1,443	▲ 25,289
	課長級	50歳	配偶者、子2人	625,152	10,264,036	623,820	10,240,912	▲ 1,332	▲ 23,124
	課長補佐級	50歳	配偶者、子2人	505,050	8,405,065	503,829	8,384,558	▲ 1,221	▲ 20,507
	主査級	45歳	配偶者、子2人	447,885	7,369,954	446,775	7,351,543	▲ 1,110	▲ 18,411
	主事級(副主査)	35歳	配偶者、子1人	340,437	5,535,770	339,549	5,521,222	▲ 888	▲ 14,548
	主事級	大卒初任給	なし	200,688	3,245,124	200,688	3,245,124	0	0
高等学校等教育職給料表	校長	55歳	配偶者、子1人	664,565	10,755,404	663,122	10,730,917	▲ 1,443	▲ 24,487
	教頭	50歳	配偶者、子2人	636,892	10,102,715	635,560	10,080,665	▲ 1,332	▲ 22,050
	首席・指導教諭	45歳	配偶者、子2人	521,673	8,548,042	520,403	8,527,018	▲ 1,270	▲ 21,024
	教諭	45歳	配偶者、子2人	507,043	8,209,270	505,773	8,188,512	▲ 1,270	▲ 20,758
	教諭	35歳	配偶者、子1人	411,401	6,664,937	410,362	6,647,953	▲ 1,039	▲ 16,984
	教諭	大卒初任給	なし	235,673	3,792,997	235,673	3,792,997	0	0
小学校・中学校教職給料表	校長	55歳	配偶者、子1人	633,152	10,137,210	631,820	10,114,882	▲ 1,332	▲ 22,328
	教頭	50歳	配偶者、子2人	614,026	9,728,234	612,805	9,708,021	▲ 1,221	▲ 20,213
	首席・指導教諭	45歳	配偶者、子2人	507,358	8,311,075	506,088	8,290,050	▲ 1,270	▲ 21,025
	教諭	45歳	配偶者、子2人	489,973	7,930,665	488,819	7,911,798	▲ 1,154	▲ 18,867
	教諭	35歳	配偶者、子1人	388,429	6,289,413	387,274	6,270,535	▲ 1,155	▲ 18,878
	教諭	大卒初任給	なし	235,673	3,792,997	235,673	3,792,997	0	0
公安職給料表	警視(所属長級以上)	58歳	配偶者	648,351	10,794,523	647,019	10,771,178	▲ 1,332	▲ 23,345
	警視(管理官級)	55歳	配偶者、子1人	547,452	9,115,151	546,120	9,092,826	▲ 1,332	▲ 22,325
	警部	50歳	配偶者、子2人	533,022	8,857,700	531,690	8,835,372	▲ 1,332	▲ 22,328
	警部補	45歳	配偶者、子2人	483,183	7,940,481	481,962	7,920,267	▲ 1,221	▲ 20,214
	巡査部長	40歳	配偶者、子2人	415,917	6,747,022	414,918	6,730,691	▲ 999	▲ 16,331
	巡査長	35歳	配偶者、子1人	343,545	5,576,560	342,657	5,562,047	▲ 888	▲ 14,513
	巡査	25歳	なし	246,309	3,975,424	246,309	3,975,424	0	0
	巡査	大卒初任給	なし	225,441	3,638,616	225,441	3,638,616	0	0

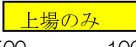
17 モデル給与例（民間との比較）

《平成 28 年職員給与実態調査と平成 28 年職種別民間給与実態調査のデータから試算》

大阪府職員の状況【行政職給料表適用者】 (モデルは府職員の平均で設定)	部長級		課長級		主査級		主事級(副主査除く)	
	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額
	57.1	783,663 円	54.2	623,494 円	46.7	426,120 円	26.8	239,759 円

1 給与額欄は、比較する際の給与額で、給料(調整額を含む)・管理職手当・扶養手当・地域手当・住居手当・単身赴任手当(基礎額)の合計額です。

2 給与額欄は、勧告前の給与額です。

民間従業員(企業規模)	部長		課長		係長		係員	
	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額
1,000 人以上の上場企業 0 50 100 500 1000 	56.9	765,713 円	53.9	627,200 円	47.0	434,205 円	27.1	264,104 円
500 人以上の上場企業 0 50 100 500 1000 	56.9	774,388 円	53.9	620,643 円	47.0	432,418 円	27.0	263,626 円
100~499 人の全企業 0 50 100 500 1000 	56.9	607,512 円	54.0	496,574 円	46.9	365,525 円	27.0	231,560 円
50~99 人の全企業 0 50 100 500 1000 	57.1	483,959 円	54.1	418,457 円	46.7	337,743 円	26.9	229,676 円

1 年齢及び給与額欄は、役職段階別の府職員の平均年齢(四捨五入値)の±1 歳の民間従業員の単純平均値です。

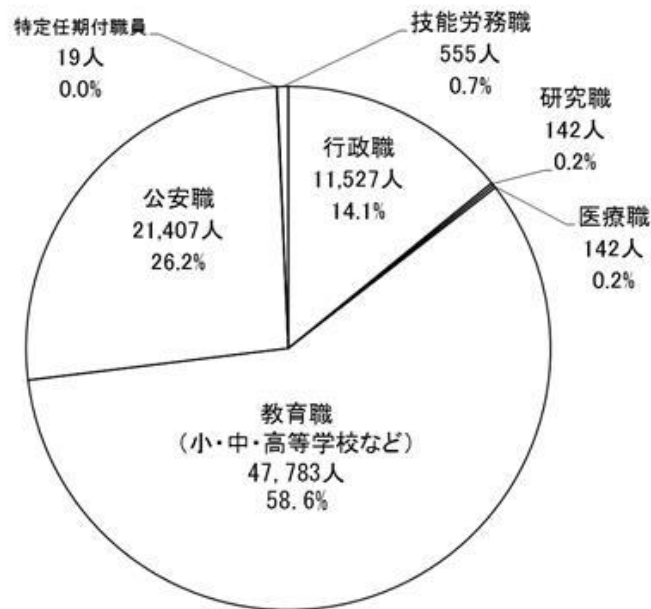
2 給与額欄は、比較する際に使用する、きまって支給する給与額から時間外手当と通勤手当を除いた金額です。

差 引 (府職員ー民間従業員)	部長		課長		係長		係員	
	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額
	0.2	17,950 円	0.3	▲3,706 円	▲0.3	▲8,085 円	▲0.3	▲24,345 円
	0.2	9,275 円	0.3	2,851 円	▲0.3	▲6,298 円	▲0.2	▲23,867 円
	0.2	176,151 円	0.2	126,920 円	▲0.2	60,595 円	▲0.2	8,199 円
	0	299,704 円	0.1	205,037 円	0	88,377 円	▲0.1	10,083 円

18 適用給料表別職員数・構成比

※平成28年4月現在

	行政職	研究職	医療職			教育職		公安職	特定任期付職員	技能労務職	合計
			(一)	(二)	(三)	高等学校等	小学校・中学校				
職員数	11,527 人	142 人	53 人	77 人	12 人	12,109 人	35,674 人	21,407 人	19 人	555 人	81,575 人
			142 人			47,783 人					
構成比	14.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	14.8%	43.7%	26.2%	0.0%	0.7%	100.0%
			0.2%			58.6%					



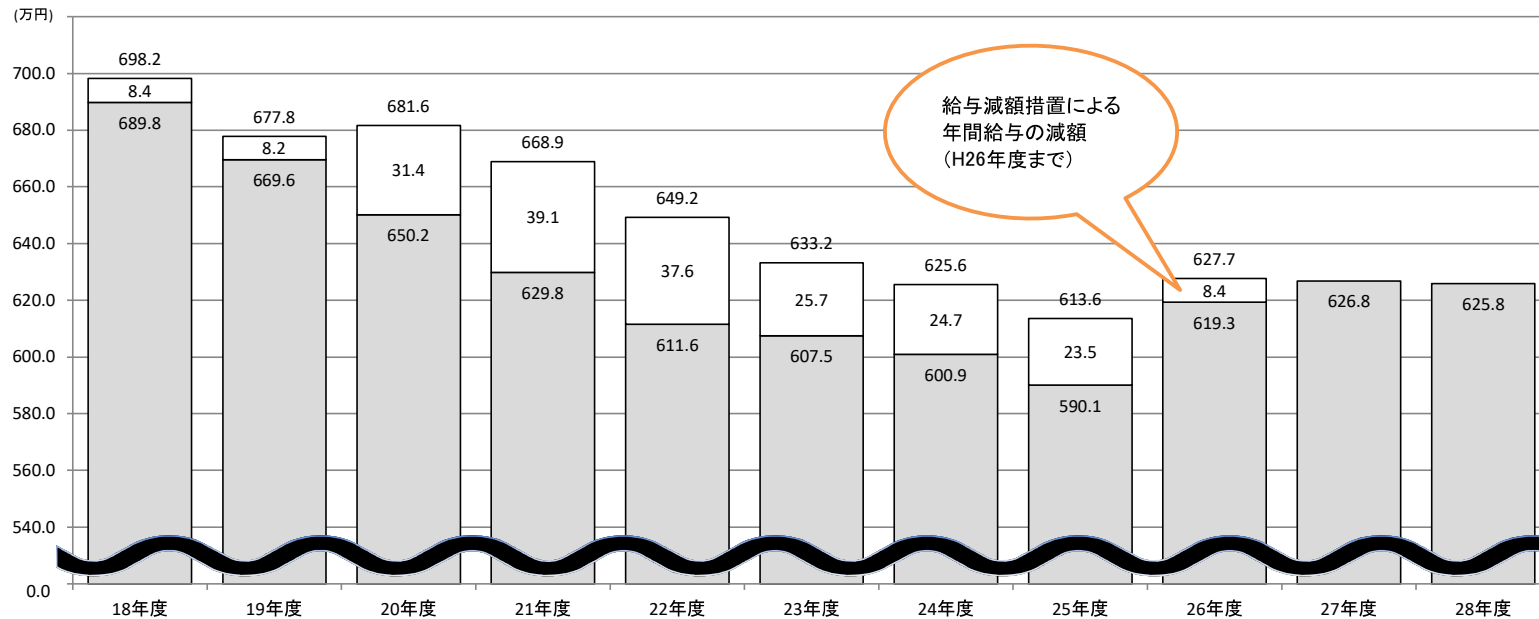
19 給与勧告の推移

年 度	月 例 給			特 別 給		給与制度の主な動き
	公 民 較 差	勧 告	実施分(注)	勧 告	実施分(注)	
11年度	2,266円 (0.51%)	1,104円 (0.22%) (給料表改定)	勧告どおり	4.95月 (▲0.30月)	勧告どおり	◎管理職手当5%減額(H9年度～) ◎普通昇給延伸等(H11～12年度)
12年度	8,615円 (1.94%)	432円 (0.10%) (扶養手当改定)	勧告どおり	4.75月 (▲0.20月)	勧告どおり	
13年度	14,258円 (3.22%)	勧告せず	—	4.70月 (▲0.05月)	勧告どおり	
14年度	1,524円 (0.34%)	1,524円 (0.34%) (給料表改定等)	▲1.81% (1～3月)	4.65月 (▲0.05月)	勧告どおり	
15年度	9,454円 (2.16%)	9,454円 (2.16%) (給料表改定等)	▲1.01% (12～3月)	4.40月 (▲0.25月)	勧告どおり	
16年度	7,812円 (1.79%)	7,812円 (1.79%) (較差を考慮して給料表適用等)	実施せず	公民均衡	—	◎期末勤勉手当の減額 ・4%～10%の減額(H17～22年度)
17年度	▲1,150円 (▲0.27%)	▲1,150円 (▲0.27%) (較差を考慮して給与上の措置/扶養手当改定)	勧告どおり	4.45月 (0.05月)	H18年6月分から実施	
18年度	▲6,172円 (▲1.46%)	▲6,172円 (▲1.46%) (較差を考慮して給与上の措置)	勧告どおり	公民均衡	—	
19年度	3,980円 (0.97%)	3,980円 (0.97%) (給料表改定等)	0.46%	4.50月 (0.05月)	期末特別手当の改定見送り	給与構造改革(H18年度～) ・給料表の水準を平均5.3%引下げ ※現給保障等経過措置あり
20年度	204円 (0.05%)	勧告せず	—	公民均衡	—	
21年度	▲885円 (▲0.22%)	▲885円 (▲0.22%) (給料表改定等/住居手当改定)	実施せず	4.15月 (▲0.35月)	勧告どおり	◎給料月額額の減額(H20.8～) ・3.5%～14%の減額(H20.8～H23.3月) ・3.0%～14%の減額(H23.4～H26.3月) ・0.7%～3.1%の減額(H26.4～H27.3月) ◎退職手当の5%減額(H20～24年度)
22年度	199円 (0.05%)	勧告せず	—	3.95月 (▲0.20月)	勧告どおり	
23年度	▲315円 (▲0.08%)	▲314円 (▲0.08%) (住居手当・扶養手当改定)	勧告どおり	改定見送り	勧告どおり	
24年度	▲1,598円 (▲0.41%)	▲1,598円 (▲0.41%) (給料表等改定)	勧告どおり	公民均衡	—	大阪府版公務員制度改革(H23年度～) ・独自給料表の導入 (職務給の徹底、部・次長級の定額化) ・上位評価者の昇給号給数の見直し (5～8号給を4号給とする)
25年度	9,800円 (2.56%)	9,800円 (2.56%) (給料表等改定)	勧告どおり (実施はH25.12～)	公民均衡	—	
26年度	6,450円 (1.65%)	6,450円 (1.65%) (給料表改定)	経過措置を除き実施	4.10月 (0.15月)	H26年6月分から実施	給与制度の総合的見直し(H27年度～) ・給料表の水準を平均2.0%引下げ ・単身赴任手当の引上げ
27年度	5,995円 (1.55%)	5,995円 (1.55%) (給料表等改定)	実施せず	4.20月 (0.10月)	勧告どおり	
28年度	▲1,075円 (▲0.28%)	▲1,075円 (▲0.28%) (給料表等改定) ※改定時期はH29.4		4.30月 (0.10月)		

(注) 月例給及び特別給の「実施分」は勧告後、任命権者により実施されたものです。

20 大阪府職員（行政職給料表適用者）の年間給与の推移

平成18年度からの給与構造改革後における大阪府職員の年間給与の推移を見ると、平成28年度にかけて約72万円減少しています。



区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
年間給与(減額前)-(a)	698.2	677.8	681.6	668.9	649.2	633.2	625.6	613.6	627.7	626.8	625.8
年間給与(減額後)-(b)	689.8	669.6	650.2	629.8	611.6	607.5	600.9	590.1	619.3	626.8	625.8
減額(a)-(b)	8.4	8.2	31.4	39.1	37.6	25.7	24.7	23.5	8.4	0.0	0.0

平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	422,757	410,331	407,091	402,125	398,243	393,726	389,819	382,830	390,895	386,768	383,916
前年との差引き	△3,247	△12,426	△3,240	△4,966	△3,882	△4,517	△3,907	△6,989	8,065	△4,127	△2,852

期末勤勉手当支給月数	4.45月	4.45月	4.50月	4.50月	4.15月	3.95月	3.95月	3.95月	3.95月	4.10月	4.20月
------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

行政職給料表適用職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	14,489	14,249	14,083	13,509	13,103	12,263	12,042	11,790	11,707	11,566	11,527
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	44.5	44.6	44.4	44.4	44.1	43.9	43.7	43.2	43.0	42.6	42.2

※各年度の年間給与、平均給与月額及び期末勤勉手当支給月数は、それぞれ当該年の勧告に基づく給与改定前の数値である。

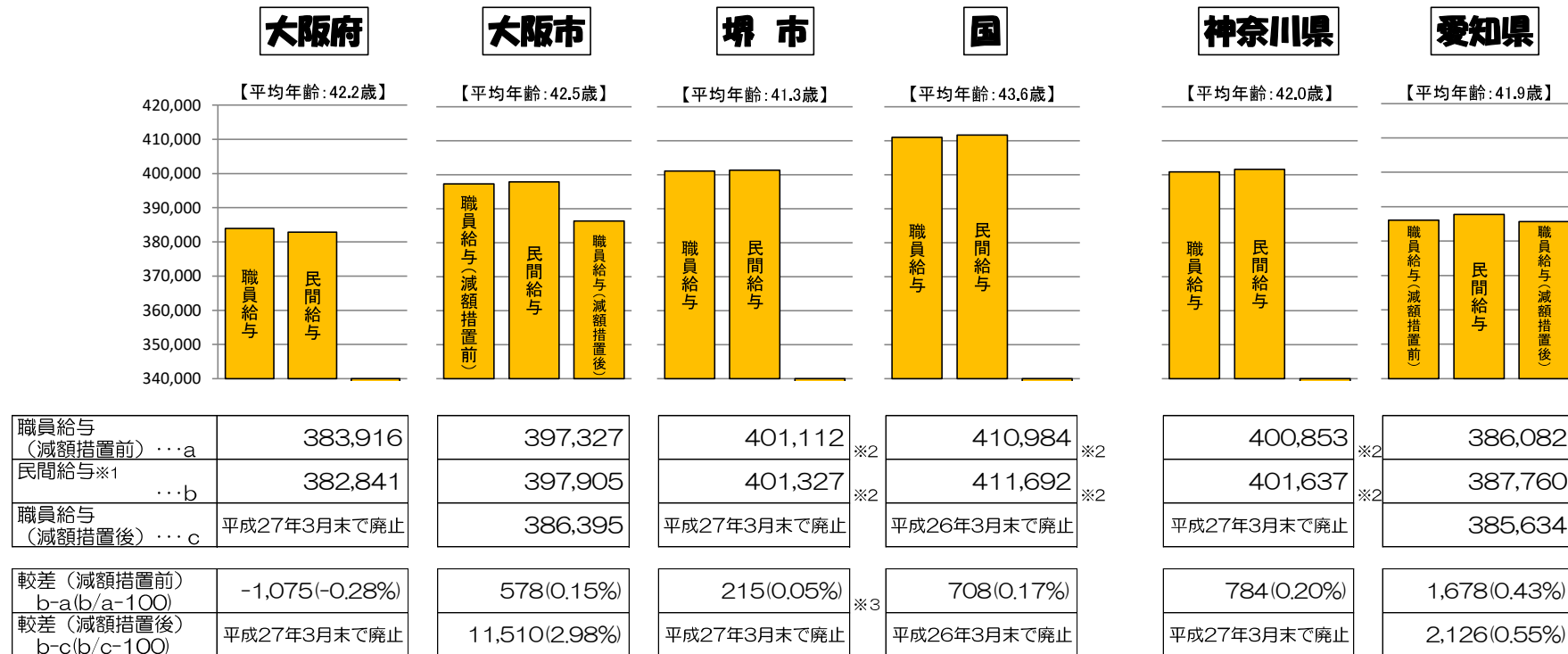
※給与減額措置には、H9から実施されている管理職手当の減額措置分は含んでいない。

21 他団体との比較

○各団体の勧告に基づくH28.4.1時点の平均給与比較

民間データの一部を共有する団体

参考:類似団体(民間データを共有しない)



※1 職員給与と比較するため、ラスパイレス方式で算出したもの。

※2 国、堺市、神奈川県の民間及び職員給与については、本年度の新規学卒者は含まれていない。

※3 較差が小さいため、給料表の改定は勧告されていない。